

包括的な支援体制の整備における
「地域づくり」ってよくわからないという
福祉行政職に向けた**ガイドブック**

～「気にかける」を育む地域への働きかけ～

令和 7 年 3 月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

令和 6 年度厚生労働省生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業）
「地域共生社会の実現に向けた分野横断的な地域づくりの手法に関する調査研究」

目 次

第1部<考え方編> 包括的な支援体制の整備に、なぜ「地域づくり」が必要なのか	1
はじめに～福祉行政における「地域づくり」とは何か？	1
（1）「包括的な支援」になぜ「地域づくり」が必要なのか	1
① 「包括的な支援」とは「対象の包括性」と「支援の包括性」のこと	1
② 伴走支援における地域の必要性	2
（2）「生きていくことを支える」ためになぜ地域が大切なのか	3
① 欠乏への補填ではなく、本人の強みにアプローチする支援	3
② 地域は専門職にはとらえきれない「入口」を教えてくれることがある	5
③ 「気かけ力」を発揮できる住民やグループが増えることを目指す	5
④ 福祉行政の視界を広げる	6
（3）福祉行政からみた2つの「地域づくり」への関わり方	7
① 個別支援を起点とした地域への働きかけ	7
② 地域そのものへの働きかけ	8
第1部<現場実践編> 包括的な支援体制に向けて福祉行政はどう地域に働きかけるか？	10
（1）個別支援を起点に地域にどう働きかけるか？	10
① 人々の営みをを知る	10
② 信頼関係を作る	11
③ 協働する	12
（2）地域そのものへの働きかけ～中長期のアプローチ	13
① 活動の層を増やす／強くする	13
② 地域活動の「気かけ力」を高めるための働きかけ	14
③ それぞれの地域活動を結び付ける	15
（3）並走する「個別支援起点」と「地域そのものへの働きかけ」	15
第1部<環境整備編> 地域に働きかけるための組織のあり方	17
（1）行政の福祉部門に組織として求められること～管理職へのメッセージ	17
① 地域づくりにおける「越境」「寄り道」「はみだし」	17
② 現場での「それ、行く必要がある？」は禁句	18
③ 人材育成	18
（2）事業も財源も「分野横断できる」ことを知る	19
① 地域支援事業実施要綱も分野横断を後押し	19
② 厚生労働省による他分野との連携通知	20
おわりに	21
第2部 地域づくり事例集	22
第3部 他省庁取組	51

第1部＜考え方編＞ 包括的な支援体制の整備に、なぜ「地域づくり」が必要なのか

はじめに～福祉行政における「地域づくり」とは何か？

「包括的な支援体制の整備」や「重層的支援体制整備事業」には「地域づくり」が大切だという話をよく耳にします。とはいえ、そもそも「地域づくり」とは何か、そして行政として具体的に何をしたらよいかかわからないという声も聞きます。そこで、このガイドブックでは包括的な支援体制の整備において、なぜ地域づくりが大切なのかを説明するとともに、福祉行政としてどのように地域づくりに関わっていくべきかについて整理しました。

このガイドブックでは地域を「人と人のつながり」とし、したがって、地域づくりとは「人と人のつながりを作っていくということ」、地域福祉とは「人と人のつながりを基盤としたセーフティネット」と定義しています。地域づくりは、行政の中でも環境や教育など様々な部署で取り組まれています。何より中心になるのは住民の自発的な活動です。町内会、お祭りの実行委員会、環境保全活動、ビーチクリーン活動、飲食店でのマルシェ開催など、それらの活動は、その町の住民自治であり、日常的な営みそのものです。

このガイドブックは、そうした地域づくりのすべての手法を網羅しようとするものではなく、「福祉行政として」どの範囲で地域づくりに関わるべきなのかを提案しています。幅広い地域づくりの活動の中で「福祉行政」の関係者が、地域住民の「気かけ力」の向上を意識しながら地域に関わっていくという考え方（考え方編）に基づき、その実践（現場実践編）と、組織的な環境づくり（環境整備編）について提案しています。まず初めに、福祉行政に今日求められている包括的な支援に触れ、なぜ地域づくりが福祉行政にとって欠かせないのか考えていきたいと思います。

(1)「包括的な支援」になぜ「地域づくり」が必要なのか

① 「包括的な支援¹」とは「対象の包括性」と「支援の包括性」のこと

現在、地域福祉の領域では、包括的な支援体制の整備が市町村の努力義務とされ、地域づくりは、

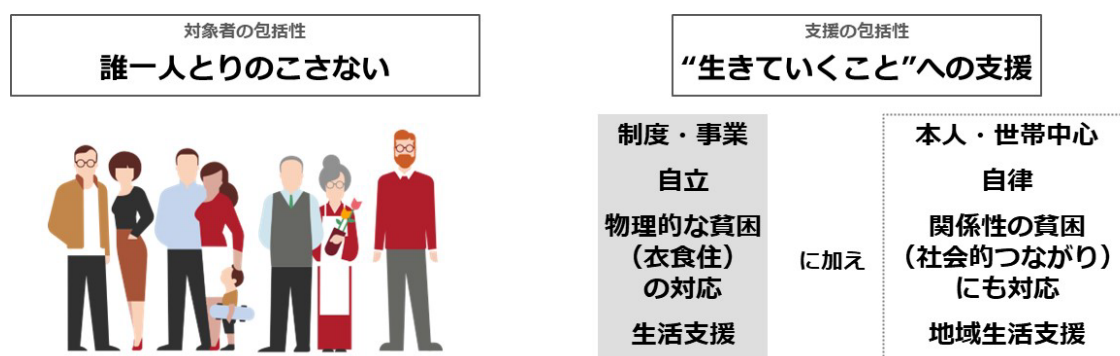
¹ 『『包括的な支援体制』の整備が市町村の努力義務になっているなんて知らなかったという人へのガイドブック』、「社会福祉法第106条の3に定める包括的支援体制の多様なあり方に関する調査研究」、令和5年度厚生労働省生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業）、2024年3月 https://www.murc.jp/houkatsu_09/

その中核的な取組の一つとされています。この「包括的な支援」という表現には2つの意味での「包括性」が意図されています。

一つは、対象者を誰一人取り残さないという意味での「対象者の包括性」です。役所の窓口に来た人だけでなく、その人の家族も含めて包括的に対象と捉えます。また自ら窓口に来ることができない人へのアウトリーチも包括的な支援の重要な要素です。一見すると制度やサービスの利用要件に合わないと思われる人でも支援を必要とするすべての人を包括的に支援しようとするものです。

もう一つの視点は、「支援の包括性」です。サービス提供で物理的な不足を補う支援だけではなく、その人が自律的に「生きていくこと」を「まるごと」支援していく支援も含んでいます。サービスや制度は特定の対象者の複雑な事情にあわせて設計されていませんので、どうしても「制度の隙間」が生まれ生活課題が未解決のまま取り残されます。こうした隙間を埋めるのは、また別の制度やサービスではなく、地域住民による伴走であったり、地域のグループへの参加など柔軟性の高い地域の日常的な営みであることも少なくありません。その日常的な営みこそが「人と人のつながり」なのです。

包括的な支援体制の整備における「包括性」を考える



② 伴走支援における地域の必要性

もう一つ重要な点は、包括的な支援体制は、必ずしも即時の課題解決を前提としていないことです。何かの不足を補えば生活課題が解決するわけではなく、対象者の生活歴や生活習慣、家族関係など他者とのつながりにも起因している場合があります。何よりも、本人の意欲が重要である以上、一定期間伴走しながら徐々に支援者と対象者の信頼と協働を深め、動機付けを高めていく伴走支援のアプローチとなることもあります。

しかし、専門職が常時寄り添いながら伴走し続けることは現実的ではありません。支援の過程においては変化を求める局面ばかりではありません。対象者が支援者に心を開くまでに時間が必要な場合もありますし、専門職には相談はできなくても近い知人にであれば本音で話せる場面もあるでしょう。だからこそ、人と人のつながりが大切になります。包括的な支援を行う際に地域づくりが理由の一つがここにあります。

逆に、地域づくりが進まない中で支援しようとするのでしょうか。包括的な支援の対象者には複雑化・複合化した課題を抱える人が少なくありません。こうしたケースは、しばしば「困難事例」と呼ばれ行政の既存の制度や専門職による関わりだけでは対応が難しい場合もあります。

地域づくりがないまま「断らない」ことを前提にした相談体制だけが走り出せば、現場は「対応できない」「こういうケースは無理」となるか、担当チームが行き詰ってしまいます。困難な事例は、経験豊かな専門職でも困難なものであり、少しでも出口に向けた光が差すように地域に選択肢を求めることは必要です。現実的に考えると包括的な支援を実現するには地域が必要ですし、したがって、個別支援と地域づくりは包括的な支援体制の整備における両輪なのです。

(2)「生きていくことを支える」ためになぜ地域が大切なのか

① 欠乏への補填ではなく、本人の強みにアプローチする支援

ただ、この説明だと地域は個別支援における課題解決のための単なる「資源」になってしまいます。「行政・専門職では手が足りないから資源リストから役に立ちそうなものを探そう」と言っているように聞こえるかもしれません。もう少し「個別支援」における支援の包括性の意味を考えてみましょう。

前頁で包括的な支援を「生きていくことへの支援」と位置付けました。対象者の物理的な欠乏をサービスで補填するだけでなく、対象者が地域の中で人とのつながりを保ちながら自分で自分のことを決める自律的な生活を支えるのが「包括的な支援」です。対象者の主訴、例えば介護負担が厳しい、障害で外出することが難しい、誰とも話すことがなく孤独といった「課題」に、介護保険や障害者自立支援制度をつなぐ、あるいは居場所を紹介することだけでは包括的な支援とはいえません。

「できない」を解消する支援だけでは、“生きていくこと”への支援にならない



「生きていくことを支える」ためには、その人の「強み」に着眼し、本人の「興味・関心」、「願い」、「暮らしのあり方」に焦点をあて、エンパワーする支援が必要になります。エンパワーする場合は、その人の強みを生かしたり、意欲がわく活動や場所、人が必要です。そういった多様性を平均的なニーズにあわせて作られた制度の中に見出すことはできません。その対象者に関わるための「関わりしろ」は、人々の営みの中にこそ見つけられます。だからこそ人と人のつながりが大切なのです。

久留米市では、専門職が得意な領域としての「できないを解消する」フォーマルロードと、非専門職が得意とする「したいを叶える」インフォーマルロードの二車線を行き来しながら支援する「叶え合う支援」を進めています(前頁図及び下記コラム参照)。久留米市の取組は、まさに「生きていくことを支えるための支援」といえるでしょう。

【コラム】久留米市「願い」を「叶え合う支援」と「気かけ力」の向上

久留米市では、フォーマルとインフォーマルの 2 車線の支援のあり方を実現するための考え方として「叶え合う支援」の実装に取り組んでいます。当事者の課題解決だけでなく「願いを叶える」という面にフォーカス。さらに「合う支援」として、支える側と支えられる側に分かれぬ関係性も大切にしています。

「叶え合う支援」の一環として、課題を抱える人が一歩を踏み出すための希望の実現に市内の企業も一緒に関わってもらうプロジェクトを展開しています。その一つが「企業教室」。社員の趣味や特技を誰かの願いを叶えるために生かしてもらいます。これを業務時間に行ってもらうことで企業としての地域への関わりと位置付けています。この理念に共感してくれた「久留米ガス株式会社」が協力を買って出てくれました。

マラソン大会出場という目標ができた引きこもり気味の若者に対して、河川敷のサイクルロードに給水所を設けた模擬コースでの練習会を開催。母親の心の状態を心配した女兒がケーキを作ってあげたいという願いに料理教室。男児のキャッチボールがしたいという願いに社員を始め多くの人が集まって小さな野球大会を開催。タロット占いで人にアドバイスがしたいという女性の願いを叶える「占いの館」を 1 日限定で社内に設置。願いや希望を叶える過程を共に経ていくことで、本人の意欲や自己肯定感に変化が生まれ、後に課題にも向き合えたり、そうでなくとも周りの誰かが変化の兆しに気づけたりするといった変化が生じていきます。

企業内の職員にも変化がみられるようになります。企業教室の取組を知った社員の一人が、窓口担当者に自分の家族の課題を打ち明けてくれたことで新たな個別支援につながるようになりました。他者への支援を通じて、生活課題が我が事になるなど社員の「気かけ力」の高まりは顕著です。

この取り組みは、「2車線の図」(前頁)の右車線から分岐している部分になります。多様な主体の「関わりしろ」を作るプロジェクトという位置づけです。その際に大切なのは「企業の主体性」。願いにフォーカスした関わりで「誰もが楽しみながら関われる」設計したことやプロジェクトの目指すものや地域の姿を共有してきたことが成功のポイントといえるでしょう。

② 地域は専門職にはとらえきれない「入口」を教えてくれることがある

また、個別支援では「課題の捉え直し」が功を奏する場面もあります。専門職から見ると正しいと思える課題設定が、当事者にとってはピンとこない場合や、その段階では本人が触れてほしくない課題へのアプローチとなっていることもあります。特に、複雑化・複合化したケースでは、課題に対する直接的なアプローチでは本人の気持ちに届かないことがあります。

ところが、一見すると元の課題設定とは関係がなさそうに見える側面からアプローチしたら(課題が解決するわけではないですが)、当事者の気持ちや姿勢に変化が生じるということもあります。目に見えやすい「正面玄関」の課題から支援しても鍵がかかっていて呼び出しベルを押しても反応がないけれど、家の裏手に回ってみたら、勝手口の扉は鍵がかかっていないというイメージです。

たとえば、40代の閉じこもりの男性の母親からの相談ケース。閉じこもりの解消に向け本人が関心を持ちそうな場所を探しますが、なかなか男性の心は動かない。ところがよくケースを理解すると、男性は自分のペースでそれなりにうまく生活をしており、実は母親の心配がやや過剰で、そのことが親子関係に悪循環をもたらしているとします。この場合、息子の閉じこもりという課題設定を捉え直し、母親の興味・関心にも注目しアプローチして母親のストレスを軽減することで、親子関係に好循環が生まれ、息子の行動が好転する場合があります。そうであれば必要なのは母親の興味・関心からのアプローチが必要になるわけです。

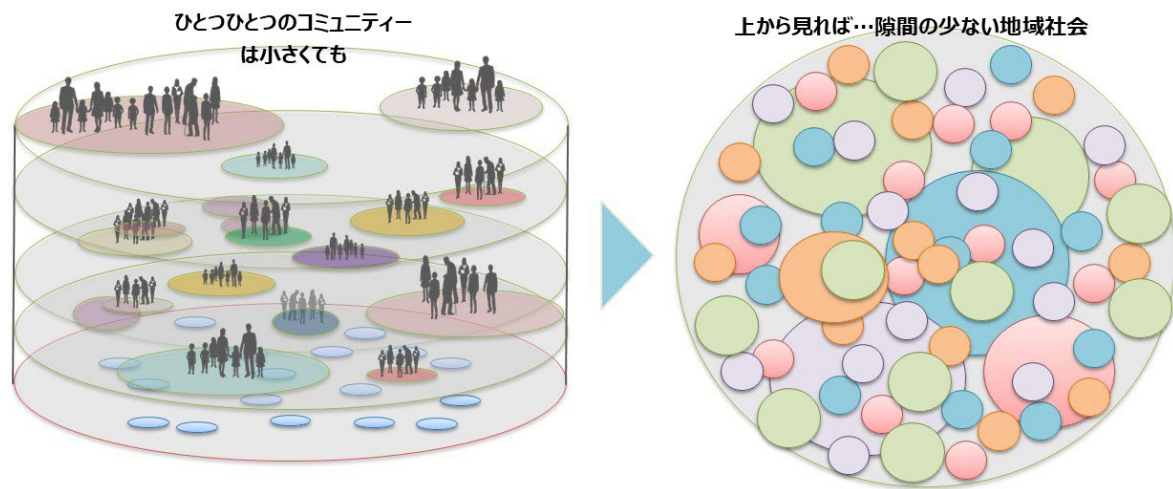
こうした「課題の捉え直し」、「視点替え」のようなプロセスは、課題解決への最短距離となる入口からではなく、対象者の「引っ掛かる」ポイントからのアプローチが必要になります。専門職だけで議論するよりも、地域の非専門職の人たちの様々な「関わりしろ」からアプローチした方が気づきも広がるでしょう。このように包括的な支援においては、人と人のつながりが重要になるのです。

③ 「気にかける力」を発揮できる住民やグループが増えることを目指す

「地域」はビジネス、趣味、余暇、文化、表現、自治など住民の営みの結果として浮かび上がるもので、活動の内容も規模もそれぞれであり、その全体像を正確に描写することはできません。しかし、ひとつひとつの取組に人々が関わり合いながら活動をしており、程度の差はあっても参加者同士には親密性があり、お互いを気にかける存在として一緒に行動している点は共通しています。

こうした気にかけるような「人の塊」が多層的に存在し、複雑に組み合わせられているのが「地域」であり、福祉行政にとっては主たるフィールドであると同時に、対象者への支援において大きな助けになっています。なぜなら、地域が多層的になればなるほど、誰もがどこかの「人の塊」に関わる可能性が高くなるからです。つまり、「近くにいる人の変化や異変に気が付く」「他人を気にかける」あるい

は「隣のだれかに手を差し伸べる」ような「関わりしろ」がずっと増えるのです。こうした「気かけ力」が「制度の隙間」や「人と人のつながりの隙間」を埋める上で大切になるのです。



そして、地域のこのメッシュ(網の目)をできるだけ細かくして重ねていくことで、ひとつひとつの取組や人のつながりが小さくても、誰ひとりとして「底」に抜け落ちない地域になるのです。福祉行政が、地域の活動の層をすべて用意することはできませんが、「気かけ力」を地域の営みの中に植え込んでいくことは、福祉行政の目指すべき方向性といえます。

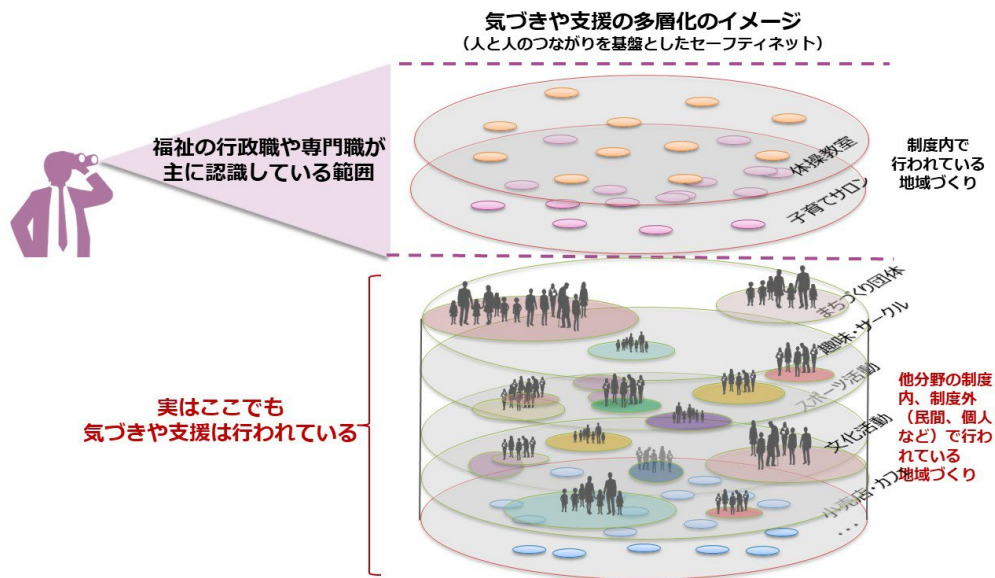
④ 福祉行政の視界を広げる

一方、行政も地域の人のつながりを作る取組を「地域づくり」に政策として取り組んできました。子育てサロンや障がい者の当事者グループの活動、高齢者による介護予防のための体操教室やサロンなどです。高齢者の住民主体の通いの場は全国で10万か所を超えているといわれています²。確かに、こうした居場所が地域のセーフティネットとしての役割を果たしたことは事実です。

しかし、すべての住民が行政の支援している通いの場に関心を持つわけではありません。ご近所とのお付き合いはほどほどにしたいという人もいますし、実際に行政が支援する場所とは全く関係のないカフェや雑貨屋さんがその人によつての「地域や人とのつながりの場」になっていることもあります。行政が企画して支援する地域活動は、どうしても最大公約数的な活動になりやすいものです。しかし住民の自発性に基づく活動は、自然に多様性を帯びてきます。

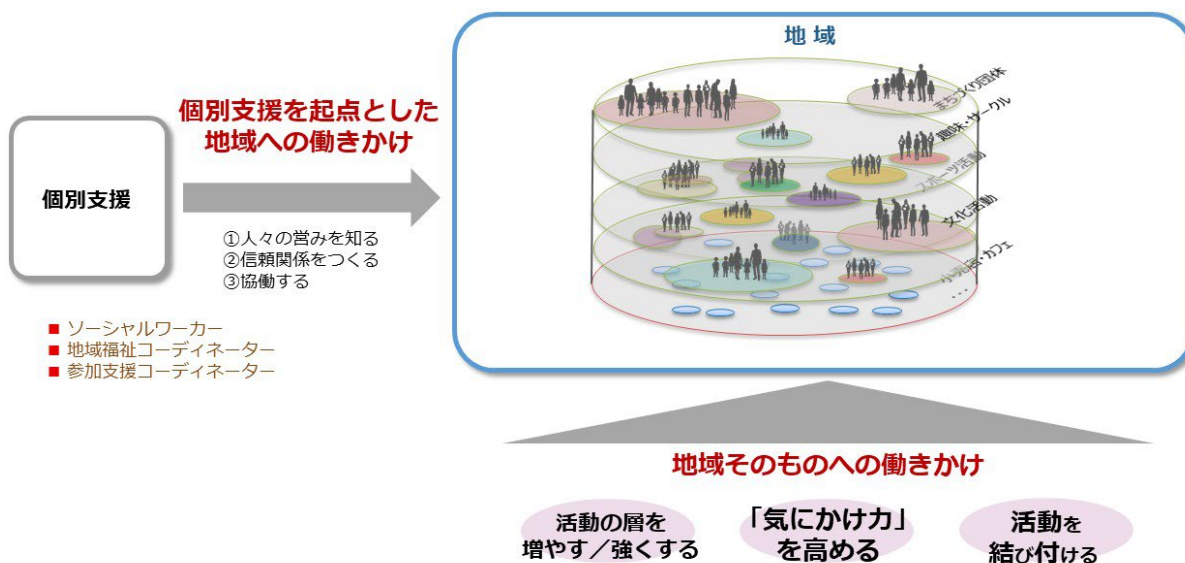
行政が支援している場は、地域全体のごく一部に過ぎないということ、そして、行政の支援がない場所でも、その場所にいる住民同士が「気かけ力」を発揮して支え合っていること、それこそが包括的な支援が求めている地域の姿であるということを認識することが大切になります。

² 令和4年度 介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況（令和4年度実施分）に関する調査結果



(3)福祉行政からみた2つの「地域づくり」への関わり方

では、こうした多層的な地域に対して福祉行政はどうかかわっていけばよいのでしょうか。本ガイドブックでは、大きく2つの関わり方をご紹介します。「個別支援のための地域への働きかけ」と、「地域そのものへの働きかけ」です。



① 個別支援を起点とした地域への働きかけ

個別支援は、福祉行政及び専門職の中核的業務です。生活課題を抱えている特定の個人に対して、ソーシャルワーカーとして伴走し、協働しながら課題に向き合います。ソーシャルワークの過程では制度適用だけでなく「参加支援」が重要になります。

例えば、「ひきこもり」は、制度の適用だけでは解消しない課題です。対象者が日常的につながる場所や人が必要ですが、何らかの居場所につなぐにしても、その場所が本人にとって興味・関心の持てる場所なのか、楽しい場所なのかという問題が常にあります。一方で地域は、特定の対象者のために活動をしているわけではありませんので、福祉行政側が住民に特定の対象者のための支援を地域に突然依頼するのは無理があります。そこで、個別支援を起点に地域に関わる際には、地域における①人々の営みを知り、②信頼関係を作り、③協働するというプロセスが必要になります。こうした「つながっていく過程」において「対象者と地域の人々のつながりを支援することは、まさに「個別支援を起点とした地域への関わり」であり、福祉行政としての地域への関わり方の中心的なアプローチといえます。

また、参加支援の過程で地域の多様な人達と協働し、対象者を支援していくことで地域側も変化する可能性があります。個別支援を起点とした関わりは、対象者個人を中心点に地域内の様々な特定の場所や人に線を引くような形で広がっていきます。その結果、その対象者に関わった地域の人々も、生活課題を抱えている人の存在を知り、他者に対する「気かけ力」を獲得していきます。

② 地域そのものへの働きかけ

一方、地域そのものへの「育ち支援」も求められています。包括的な支援体制の整備において「地域づくり」が大切と言われますが、冒頭にも触れたように地域は多様な営みで作られている以上、福祉行政が地域づくりのすべてに関わることは実態からもかけ離れています。それでも福祉行政が地域住民にとって住みやすい地域づくりに貢献することはできますし、そうした努力は長期的には地域住民の生活課題の複雑化・複合化の予防にもつながります。

ここで福祉行政が貢献できる地域への関わりは主に「活動の層を増やす／強くする」「気かけ力を高める」「活動を結びつける」の3つがあります。「活動の層を増やす／強くする」は、既存の活動を側面的に支援することで活動の量的・面的な広がりを支えたり、活動の継続が難しくなっている団体等に支援を行うものです。

「気かけ力を高める」観点からは、既存の活動団体に福祉行政として新しい視点や気づきを促すという関わり方があります。住民活動は、それぞれの目的をもって活動が行われていますが、その活動に「他者を気かける力」を持ってもらうための関わりです。そして「活動を結びつける」側面からは、団体・グループ間のつなぎ役となり、それぞれの団体の力を引き上げたり、新しい気づきをもたらすなどの貢献が考えられます。

なお、この図が示しているのは、福祉行政が地域関わっていく際の出発点の違いを示しているに過ぎません。個別支援を入口に地域のグループと関わることがあって、その後の関係性から団体を積極的に応援して地域を豊かにする働きかけとなることもあるでしょうし、地域を豊かにするための

働きかけの中で出会った人や場所が最終的に個別支援に活かされることもあるでしょう。(具体的な動き方については、＜現場実践編＞を参照してください)

第1部＜現場実践編＞ 包括的な支援体制に向けて福祉行政はどう地域に働きかけるか？

(1) 個別支援を起点に地域にどう働きかけるか？

ここからは「個別支援のために地域に働きかける」福祉行政の担当者がどのように「地域」に関わっていくべきか、その実践を考えていきましょう。個別支援に従事している専門職が地域にアクセスする際は、普通の住民が地域に関わるのとは事情が違います。このガイドブックでは地域への関わりの実践を、大きく3つの段階に分けています。

- 「人々の営みを知る」
- 「信頼関係をつくる」
- 「協働する」

これら3つの段階は、連続的であったり重なって同時に進む場合もありますが、個別支援を起点として地域に関わる際には大切なポイントです。

① 人々の営みを知る

まず、第一段階は「人々の営みを知る」ことです。地域は人と人のつながりだと定義していましたが、人と人のつながりを知るということは、言い換えれば、人々の営みを知ることといえます。ただし、それは事業や団体名を知ることではなく、地域の「ヒト・トコ・コト」(人・所・事)を知ることです。制度や事業とは違い、人々の営みは、そこに参加している住民でなければ認識できないものも多数あります。決まった曜日に公園に集まってラジオ体操する人達も、オンラインゲームを楽しみに自然発生的に公園に集まる人たちもいずれも人々の営みの姿です。

民間企業の営みも、人々の営みです。地域の保育園や介護サービス事業者が本来業務とは別に地域住民と関わっていることもよくあります。事業者がバザーやマルシェを開いてそこに地域の人が集まっているといったことや、事業所内の空きスペースに住民が出入りして小さな顔見知りのコミュニティができていることもあるでしょう。福祉とは関係のないカフェや雑貨店の空きスペースで定期的にワークショップをしている、相談会が開かれている、イベントが行われているといったこともあります。

こうした活動は福祉行政側からみれば、特に対象者一人一人の個別性に基づいた参加支援において、とても大切な場所となります。これらの(行政から見ると「隠れた」)地域活動を知るためには、まず街に出ていく、地域見学が第一歩になります。もちろん、闇雲に地域を歩いても、それが何かの役に立つかどうかの想像力がなければ、地域の力を認識することはできません。人々の営みを知る

ことで「これはあの人の向いているかも」「この活動なら関心を持ってくれるかも」といったことに気づく「目利き能力」も福祉行政側には求められます。

そして何よりもこうした「目利き」能力は、日常的に個別支援に従事していることで獲得する側面が大きいと思います。個別性の高い個々の対象者の困りごとや、嗜好、生活のスタイル、得意なことの記憶がソーシャルワーカーの引き出しにたくさん入っているほど、多様な地域の活動を見たときに「あ、これはいいかも（使えるも）」と思えるのであって、決して普遍的に福祉行政に活用できる地域資源が存在するわけではありません。

こうした能力は多様な地域の方や人を発掘・発見するコーディネーター³に求められる資質でもあります。たくさんの方の地域の営みと触れながら事後的に獲得していく技術でもあります。また自分自身が目利きでなくても、地域の「目利きさん」を通じて把握していくことも一つの方法です。

② 信頼関係を作る

協働にむけては相互の信頼関係を作ることも大切です。福祉行政や専門職から見ると参加支援につながる魅力的な地域「資源」に見えても、地域で活動する住民は、それぞれ自分たちの自発性の基つき「好きなことを」しているわけで、「資源」という認識はありません（そういわれたくもないかもしれません）。地域住民は福祉行政の依頼を待っているわけでもありません。そのような地域の活動に行政がいきなり何かを依頼すると唐突な印象を与えますし、なにより地域側から見ると「都合のいいときだけ頼みに来る」という感覚を持たれる可能性もあります。

行政側の職員やコーディネーターは、まず何かをお願いしたり相談する前に、自らの名前を憶えてもらい、その場所への出入りを通して相手先との信頼関係を作ることが大切です。世間話ができるような関係までもっていくこと、活動をよく理解するため SNS などでもつながってみる、活動の背景や目的、価値観などを活動を行っている活動当事者の目線で理解すると、様々な段階があると思います。また、ここで意図する関係性は「見守り協定」を締結するとか、「地域の見守りステッカー」を貼ってもらうというような外形的な関係性の構築を言っているわけではなく、より率直に対話できる、相互に信頼できる関係性を作ることです。

ここまで整理した「人々の営みにを知る」「相互の信頼関係をつくる」というプロセスを踏まえると、一般的に地域づくりでよく言われる「地域資源の把握」というプロセスとは少し印象が違と思います。単に地域資源マップを網羅的に把握して完成させることではないということがわかりただけ

³ ここでは特にコーディネーターの名称を特定しませんが、地域づくりにはすでに各分野で多様なコーディネーターが配置されています。また重層的支援体制整備事業にも参加支援事業の中でコーディネーターを配置している場合もあります。ここでは、地域と個別支援をつなぐ役割を担っているすべての関係者と考えてください。

と思います。福祉行政が地域づくりに関わる際に大切なのは、「協働できるような信頼関係のある場所や人を地域の中でどれだけ知っているか」という視点なのです。

③ 協働する

地域の場所や人との信頼関係ができれば個別支援での協働が始まることがあります。具体的な協働のイメージは、すでに参加支援の具体例やガイドブックが示されているのでここでは詳細は省きます⁴。

現実には個々の支援の場面において、十分な関係性がなくてもうまく機能する場合もあれば、どれだけ日常的な関係性があってもうまく協働できない場合もあるでしょう。相手のあることでし、対象者の意向も大きい以上、確実性のある協働は難しいでしょう。解決策を決め打ちしないで、関係性のできている場所や人に相談を持ち掛ける形で関わるのがよいでしょう。

支援例① 片麻痺のため職場を退職し、地域からも孤立していた者について、料理人の経験を生かして、料理教室の講師として活動できるように支援

- ・本人と参加支援事業者との面談時、本人から「もうお店では調理を行うことができない」との話を聞き、身体的に無理のない範囲で、調理の経験を活かせる機会を探すこととした。
- ・一方、地域において、男性の集まる機会をつくりたいといった声が自治会内であったため、参加支援事業者から「男性の料理教室」の開催を提案するとともに、本人に料理教室の講師役を依頼。参加支援事業者も当初アシスタント役として活動を支援。

支援例② ひきこもりの若者について、イラスト作成が得意だったため、挿絵作成を依頼し広報紙に掲載してもらう。

- ・重層的支援会議でアウトリーチ等事業者から、本人が得意なイラストを何かに活かせないかとの提案あり。
- ・本人の了解を得てイラストを借り受け、参加支援事業者から福祉事業所等に活用する機会が無いか相談。
- ・事業所から挿絵の作成依頼を受け、広報紙に掲載してもらうようになった。
- ・挿絵の内容の打合せ等については、徐々に本人と事業所間でメールでやりとりできるようになるよう支援。

支援例③ 集団での活動等が苦手な高齢者について、小学生の登下校時の交通安全活動を依頼。

- ・地域包括支援センターから、介護予防教室などの集まりが苦手で閉じこもりがちな高齢者の対応について、個別の活動の場などが考えられないかとの提案あり。
- ・小学校や交通安全ボランティアと調整し、本人には登下校時の交通安全活動への参加を提案
- ・他の交通安全ボランティアには、本人の活動状況の見守り等を依頼

支援例④ 精神疾患の親と不登校気味の子のひとり親世帯の子どもを地域の子ども食堂のスタッフとして活動できるよう支援。

- ・精神疾患の母親の世話や家事などの負担から不登校気味となっていた子どもについて、地域で子ども食堂を開催している団体と協議の上、子ども食堂のスタッフとして参加してもらうこととした。
- ・母親も食事をするために来てもらうようにして、子ども食堂のスタッフには、声かけや見守りを依頼。
- ・子ども食堂に通ううちに周りのスタッフとも話しができるようになっている。

資料)地域の社会資源を活用した参加支援の取組例(厚生労働省「重層的支援体制整備事業における社会参加に向けた支援について」)

また協働は、個別支援の中で人々も営みと接続するという観点に限定されません。次項の「地域

⁴ 「重層的支援体制整備事業『参加支援』推進のための手引き」厚生労働省令和3年度社会福祉推進事業、重層的支援体制整備事業の促進に向けた多様な分野と連携した参加支援の在り方に関する調査研究事業、株式会社 Ridilover https://www.mhlw.go.jp/content/sankashien_tebiki.pdf

そのものへの働きかけ」でも解説するように、地域の場合や人に「気づきの力」を持ってもらうことや、場や人のネットワークづくりなども福祉行政による地域づくりに欠かせない機能です。類似の活動をしている団体を紹介したり、全く異なる活動をしていても、運営の考え方や価値観などに共通点があるのであれば引き合わせるといった協力関係もあるでしょう。またそうした場の参加者の中に生活課題を抱える人がいて、その場所の運営者も悩んでいる場合もあります。そうした場合にも、相互に相談しあえる状態、それが協働できる状態といえます。いずれにせよ、福祉行政と地域は、Win-Winの関係を維持することが大切なのです。

(2) 地域そのものへの働きかけ～中長期のアプローチ

私たちの地域づくりには、個別の対象者に合った場所をその都度探すだけでなく、より長期的な視点から、人のつながりの豊かな地域社会を積み上げていく努力も求められています。こうした取組は、結果的に住民を孤立させない地域を作っていきますし、人のつながりの強い地域社会は、専門職がいなくても住民間のつながりで多くの生活課題を解消・緩和していく力を持っています。そして、そのことは生活課題を複雑化・複合化させない予防的な機能を持っていると言い換えることもできます。

ただし、地域づくりは広範囲にわたる住民の日々の営みそのものでもあり、「福祉行政が創る」ものでは決してありません。福祉行政ができるのは、住民の主体性、当事者性の中で作り出される住民自治の一側面に対して、福祉の視点から「気づき」や「情報」を提供できるだけです。

また、こうした地域そのものへの働きかけは、福祉行政に特有の業務ではありません。むしろ、地域を豊かにする取組は、環境や教育の関連団体や、まちづくり協議会など、福祉とは異なる領域の団体や活動が中心になっている場合の方が圧倒的に多いという点に留意しましょう。この点は、個別支援が原則として福祉行政と専門職を起点に行われるのとは決定的に異なります。

① 活動の層を増やす／強くする

福祉行政の地域づくりの関わり方として、最もイメージしやすいのは、地域の活動の種類や拠点を増やすような、言ってみれば量的な側面での多層性を高めるような働きかけです。すでにこうした取組は、行政の政策としても長年にわたって取り組まれてきました。自然な状態ではコミュニティが形成されにくい、あるいは技術的にサポートした方がうまくいく活動は、福祉行政が積極的に支援をしてきました。

例えば、介護予防に効果の高い体操教室の多くは、最終的に住民が運営していますが、立ち上げ時の行政からの技術的なサポートによってより効果が高い活動になりました。子ども食堂や地域食堂の運営において、未利用食材の寄付を一括して行政が募るといった方法で地域食堂の広がりを支援しています。こうした取組は、行政の強みを生かしたものですし、面的に地域の活動を支援するうえで効果的でしょう。

また運営面で課題を抱えている団体への支援も有効です。広報面での支援や、補助金の紹介などの資金面での支援、場所の提供や紹介なども行われています。また行政として迅速に問い合わせに対応する、イベント会場での準備などで一緒に汗をかくといった地道な支援は、単に団体を支えるだけでなく、信頼関係の構築にも大きく影響します。

ただし、こうした関わりで地域の多層性を高められるのは、行政側の人的資源に限度があることから、その範囲は限られたものになります。いうまでもなく、「考え方編」で触れたように、地域の多層性は、行政の視界に入っている活動以外の部分が大半を占め、そうした住民自治の中で行われる活動こそが重要です。福祉行政における地域づくりが、層を増やす活動に限定されるのは決して好ましい状態ではありません。行政が関わることに強みがある部分に絞り込んだ取組が重要です。

② 地域活動の「気かけ力」を高めるための働きかけ

地域で活動をしている人たちの「気かけ力」を高めることも、地域を豊かにする大切な福祉行政の貢献です。地域の活動は、自分たちの楽しみや、ごみ問題や治安、文化の継承というように、それぞれの「私的」な目的をもって活動していますので、「誰かを支えよう」といった福祉的な目的をはじめから持っていることは極めて稀です。地域の活動は、楽しい、一緒に頑張りたい、同じ志をもって一といった「引っ掛かり」あるいは「接点」のようなものがあればこそ、他人同士で協働しているわけです。こうした「私的」な活動が、ある段階で「公共的な」性質を帯びることがあります。

公共的な性質とは、自分たちの活動の目的とは別に、その活動に参加している人やその周辺にいる人が困っていることに気づき、そこに何らかの形で配慮したり、自分たちの活動をそうした支援を必要とする人たちのために活用するといった方向に転換するという意味です。そうした公共性を持つ方向に活動が少しでも動いた時、その活動グループの他者への「気かけ力」が高まったと考えることができます。

「気かけ力」が高まることの目的は、決して「最終的には福祉のサービス提供者になってもらう」というものではありません。自分たちの半径数メートルにいる一緒に活動している他者に少しでも配慮するような「気かけ力」が高まり、そのような人の集まりが地域に増えていくと、「人とひとのつながりを基盤としたセーフティネット」としての個々の活動がよりそのキャッチできる範囲を広げ、メッシュの目が詰まっていくイメージです。

そのためには、具体的な事例を持ち込み、実はあなたの周辺で一緒に活動している人の中にも、こういう困りごとや悩みを抱えている人がいるということを知ってもらうこと、そのために情報を提供すること、など多様な方法で気づきの契機を提供することができます。「気かけ力」を高める方法は、地域に中に形成される地域団体のプラットフォームの中でも実現できますし、研修会や、各種団体のイベントなどに参加させてもらって伝えていくなど、面的な働きかけでも可能です。ここでは「地

域そのものへの働きかけ」の文脈で説明していますが、個別支援を起点に働きかける場合であっても、協働先となった地域の人々が「こういうことで困っている人がいたんだ」と気が付くことで、その後の「気にかける力」が向上していきます。

こうした地域への貢献は、福祉行政が必ず中心にならなければならないということではありません。社会福祉協議会でもまちづくり協議会でも、NPO 団体でも、それぞれの地域で多様な主体が取り組んでいるように、誰が担うかは地域の状況によるでしょう。しかし地域がよりセーフティネットとしての機能を高めようとするのであれば、「気にかける力」を高める仕掛けは地域のどこかに必要となるはずです。

③ それぞれの地域活動を結び付ける

もう一つ、地域づくりへの働きかけとして「結びつける」働きがあります。よく似た活動をしている団体同士は地域の中で比較的容易に認知することができますが、一方でスポーツ活動をしているグループが、高齢者の支援をしているグループとつながるには、何かきかけが必要です。取組の異なる団体同士がつながると、それぞれの団体にとってWin－Winな状態が生まれるような化学反応が起こることがあります。

例えば、東京都豊島区で行われている「としま会議」は、地域で面白い活動をしている人を数人招聘して自分の活動を話してもらうことで、地域で同じ関心や興味を持ってくれる人をつなぐ場として機能しています。また、鎌倉市を拠点に活動する面白法人カヤックの「Kamakon（カマコン＝鎌魂）」は、地域をよくしたい、面白いことをしたいと考える人達が集まりプレストを繰り返す取組を行い、新しい化学反応を追求しています。こうしたプラットフォームづくりも、必ずしも行政が行う必要はないものの、地域活動を結び付ける働きかける取組として有意義です。

明確なネットワークを形成しなくても、団体同士が集まる場所をつくり「まぜあわせる」だけで、新しい化学反応が起こるかもしれません。こうしたプラットフォームで、生活課題を抱えている人たちの存在を共有することによって地域活動の「気にかける力」を高める効果も期待されます。

（3）並走する「個別支援起点」と「地域そのものへの働きかけ」

この現場実践編では、地域づくりへの関わり方として、「個別支援を起点とした地域への関わり」とそのための3つの段階を説明しました。そして、もう一つの関わり方として「地域そのものへの関わり」について3つの関わりの視点を説明してきました。

こうした機能は、別々に排他的に、また単発で発揮されるわけではありません。福祉行政としていずれかを選択するという種類の概念でもありません。両アプローチは、現実の福祉行政においては、取組の時間軸の違いでもあり、同時並行的に発生していますし、同時に進めていなければならない

取組です。地域そのものへの関わりは、長期的な取組の蓄積によって成果が地域に浮かび上がってきます。一方で、個別支援を起点とした関わりは、関係者が明確であることもあり、比較的短期間で変化や成果が生まれてくることがあります。

第1部＜環境整備編＞ 地域に働きかけるための組織のあり方

(1) 行政の福祉部門に組織として求められること～管理職へのメッセージ

地域づくりの実践に向けてに向けて、福祉行政はどのような組織マネジメントが求められているのでしょうか。最後の環境整備編では、特に福祉行政が組織として「地域づくり」にうまく関わっていくための環境整備のあり方について、特に管理職へのメッセージを残したいと思います。

① 地域づくりにおける「越境」「寄り道」「はみだし」

地域づくりの過程には「越境」、「寄り道」、「はみだし」がつきものです。本研究事業における「分野横断」も、全対象者に使える地域資源を分野横断で意図的に作るという意味ではなく、「結果的に分野横断している」という状態を想定しています。本籍地は子ども・子育て支援だったけど、気が付いたら現住所地は高齢者支援になっていたという状態です。常に本籍地の分野に住み続けるコーディネーターでは幅広い人々の営みを知り、目利きになるための経験を積むことはできません。

しかし、同時に行政の管理職層としてはどうしても「事務所掌」に目が行き、「越境」や「はみだし」に消極的になってしまう場面がでてきます。例えば、今後の参加支援の助けになるかもしれないということでミニ四駆のレース会場を覗いてみるといったコーディネーターの行動も、「地域づくり担当の業務というよりは職員個人の趣味ではないか」という外部からの批判が頭をよぎります。財源の特性にこだわりすぎるあまり、コーディネーター活動が「本籍地」に限定され、他分野への越境が制限されるかもしれません。

地域づくりにおける「越境」、「寄り道」、「はみだし」は、最終的な目的があってこそ正当化されます。周囲の理解を得るためには、地域資源マップができたとか、資源が増えたというだけでは不十分であり、「地域の人々の営みが個別支援に活かされている実績」を積み上げ見せていくことが大切になります。地域づくりに関わっていくにあたって管理職がこうした「腹をくくった」マネジメントを行っていくためには、福祉行政の管理職が「いま取り組んでいる業務が、最終的にどういう形で包括的な支援に役立つ」のかについて明確な目的意識とビジョンを持っていることが大切です。

実際には目の前の地域活動が個別支援で誰かの役にたつかどうかは予測困難です。まさかと思う活動が個別支援に活かされることもあるなど、専門職の予想を乗り越えてくるのが現場の常だからです。地域を豊かにする取組が何年か先の誰かの生活課題を予防するかどうか誰もわかりません。だからこそ、福祉行政としてどこに重点をおいて取り組むのか、どこに働きかけていくのか、その最終判断を行うのが福祉行政を預かる管理職の役割といえます。そうした腹をくくった判断は、現

場のソーシャルワーカーやコーディネーターにとって力強い「支援者支援」になるという点を強調しておきたいと思います。

② 現場での「それ、行く必要ある？」は禁句

また、「越境」、「寄り道」、「はみだし」を受け入れる職場の雰囲気づくりも大切です。積極的に現場に出ていく職員にとって最も辛いことは、正解が分からない中で地域の人々の営みを知り、信頼関係を作ろうと試行錯誤している時に、組織の上司や周囲から「それ、行く必要ある？」「それ、うちの業務？」というような言葉をかけられることです。「あの人、なんで関係ない場所ばかり見に行ってるの」というような周囲の理解が得られない雰囲気を職場に作らないようにすることが求められます。

積極的に「地域内放浪」する人が組織の中で「浮かない」ようにするには、例えばコーディネーター業務の委託仕様書に「業務時間の一定割合の時間は、必ず、通常業務の範囲外の地域関係者とのコミュニケーションをとる活動に費やすこと」を明記するといった方法や、業務時間の中に余白となる時間を意図的につくるように業務の配分を変えるなどの方法があります。

コーディネーター業務は、役所の外で地域の関係者をつなぐことである以上、こうした所管に縛られた指示によって行動範囲が狭くならないようマネジメント職は十分に配慮する必要があります。また、こうした「行政の堅い掟」と「民間の柔軟性」をつなぐ必要性があるからこそ、中間の触媒としてコーディネーターが存在していると考えてみるとよいでしょう。

③ 人材育成

管理職にせよ現場の最前線にいるソーシャルワーカー・コーディネーターにせよ、最初から地域への関わりがうまくできるものでもないでしょう。地域との関わりは、相手のあることですし、それもその相手は様々に前提や考え方の違う人たちの集まりです。基本的なコミュニケーションスキルを身に着けることに加え、場面や相手、関係性の段階にあった関わり方を身に着けていく必要があります。むしろそうした技術は、スキルではなく、ソーシャルワークにおける技術のように、アートと称される種類のものでしょう。

また、人材育成は最前線の現場での経験の積み上げによる部分も大きいと思いますが、あわせて都道府県や近隣市町村で同じ立場で働く専門職との交流も大切な意味をもっています。特に地域づくりに関わるコーディネーターには常に越境の可能性があることから、同一職種内の研修だけでなく、他業界の類似職との交流にも大きな意味があります。介護領域の生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員、地域福祉領域における地域福祉コーディネーターをはじめ、地域おこし協力隊など、多様な職種のかさなりしを意識した研修などは、広域行政においても、また当該市町村内においても効果的です。

(2)事業も財源も「分野横断できる」ことを知る

ここまでで、私たち福祉行政が目指す地域づくりが、その目的を果たしていこうとすると、結果的に取組が分野を横断することがあることを理解していただけたと思います。他方、行政の事業の区分や財源についてもこうした結果的に分野横断する取組に対して親和性のある改正が様々な部分で行われています。社会福祉法の改正以降、地域づくりに資する事業については分野を越えて一体的に実施できること、また費用の面では、支援が一体的に実施される場合は按分が必要がなく補助金の目的外利用にもならないことなどが通知されています。

— 相談支援 —

社会福祉法第106条の2 ※平成29年改正により新設 (地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり**自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは**、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、**支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに**、必要があると認めるときは、**支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。**

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二第二項に規定することも家庭センターが行う同項に規定する支援に係る事業若しくは母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二條第一項に規定する事業
- 二 介護保険法第百十五條の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七條第一項第三号に掲げる事業
- 四 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九條第一号に掲げる事業

出典）社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

— 地域づくり —

「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」

（平成29年3月31日課長通知）

1 地域づくりに資する事業の一体的実施について

介護保険制度の地域支援事業、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業、健康増進法に基づく健康増進事業などの**地域づくりに資する事業について、市区町村は、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、複数の事業を連携して一体的に実施することができる。この場合において、一の事業を担当する職員が、他方の事業の対象者に対し支援を提供することを妨げない。**

2 費用の計上について

市区町村が地域づくりに資する事業のうち、**複数のものを連携して一体的に実施する場合は、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により按分することができる。**なお、合理的な方法の例としては、以下の①や②が挙げられるが、**これ以外の方法でも市区町村の実情に応じて設定することができる。**ただし、同一の費用を複数の事業で重複して計上することがないようにする必要がある。

～（中略）～

ただし、例えば、通いの場としての性質から、主に高齢者が利用する場合や、子どもやその保護者、障害者などの利用に供する場合や、高齢者への相談支援を行う一環として世帯全体の課題を把握するため、高齢者以外の者への支援を行う場合など、**支援全体が主たる目的の事業の一環として提供される場合には、按分の必要はなく、主たる目的の事業に要する費用として、総費用を計上する。この場合、補助金等の目的外利用とはならない。**

出典）厚生労働省「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」（平成29年3月31日課長通知）、<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/000184513.pdf>（2024/11/8参照）

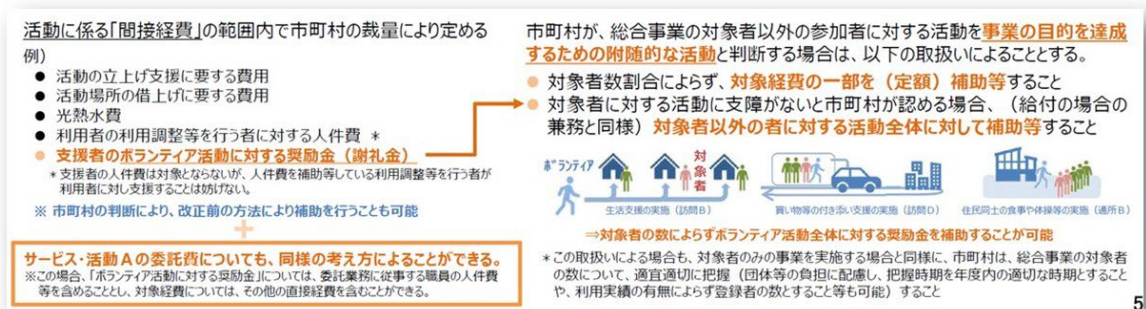
① 地域支援事業実施要綱も分野横断を後押し

令和6年8月の地域支援事業実施要綱・ガイドラインの改正は、こうした分野横断的な取組をこれまで以上に明確に後押しする内容となっています。（生活支援コーディネーターによる他分野へのはみだしが、改正以前から推奨されていた点については誤解がないように書き添えておきます。）例えば、生活支援コーディネーターについても、他分野の対象者への支援に資する活動に参画していくことや、他分野の多様な主体と協働することを求めています。

【地域支援事業実施要綱改正における追記部分（下線部分）】住民主体による支援などの多様な支援を推進するためには、高齢者施策にとどまらず、地域づくりの観点から、高齢者施策以外の市町村内の担当部門、地域内の関係団体との連携を視野に入れ、様々な分野の多様な主体を巻き込んで取組を進めていくこと（が望ましい※改正で削除）。したがって、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が行うコーディネート業務を通じて創出等される地域での活動は、例えば、多世代交流の場

など、高齢者の支援のみならず、その結果として、多様な世代の支援に資することも想定されるものである⁵。

また、総合事業における多様なサービス・活動における委託や補助の方法についても、その支援対象は、総合事業の制度上の直接的な支援対象に限定されず、事業の目的を達成するための附随的な活動と判断する場合は、他分野の対象者に対するサービス提供も含めて補助の対象とできることがこれまで以上に明確に示されました。



出典) 厚生労働省「令和6年度地域支援事業実施要綱等改正の概要」

② 厚生労働省による他分野との連携通知

厚生労働省からも、令和3年以降、他分野との積極的な連携を促進するため、福祉行政の内外の諸制度との連携の必要性について通知を発出しています(下図の通り)。なお、厚生労働省のこれらの通知は、重層的支援体制整備事業の実施における連携の位置づけで整理されていますが、重層的支援体制整備事業を実施せずに包括的な支援体制の整備を進める自治体にも広く適用されるものであることに留意してください。

この点については、本ガイドブックも同様で、このガイドブックで取り扱った包括的な支援体制の整備は、重層的支援体制整備事業を実施していない自治体も含め、すべての市町村の努力義務であることから、どの地域においても「地域づくり」への関わりが必要になります。

⁵ 地域支援事業実施要綱の「2 生活支援体制整備事業」「(3) 実施内容」「カ留意事項」「(エ)の項において、従来は「様々な分野の多様な主体を巻き込んで取組を進めていくことが望ましい」ととされていた表現も文末が「取組を進めていくこと」に改められた。



「重層的支援体制整備事業に係る他分野との連携通知」 の中で重層事業との連携を求められている制度・事業等

- 関係制度等
 - ひきこもり支援
 - 自殺対策
 - 児童福祉制度・DV被害者支援施策等
 - 公共職業安定所等
 - シルバー人材センター
 - 生涯現役促進地域連携事業
 - 水道事業
 - 保護観察所等
 - 地域生活定着促進事業
 - 教育施策
 - 子供・若者育成支援施策
- 関係制度等
 - 高齢者向け施策
 - 障害保健福祉施策
 - 子ども・子育て支援施策
 - 生活困窮者自立支援制度
 - 生活保護制度
 - 成年後見制度利用促進に係る取組
 - 社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等
- 地域若者サポートステーション事業
- 消費者安全確保協議会 ※消費者庁
- 地域力創造施策 ※総務省
- 地方創生施策 ※内閣府
- 農林水産施策 ※農林水産省
- 地域循環共生圏に関する施策 ※環境省
- 孤独・孤立対策
- 犯罪被害者等施策

おわりに

このガイドブックでは、福祉行政の領域で地域づくりに関わる職員の方に向けて、地域づくりとは何か、そして地域づくりとは何をする事なのかについて整理してきました。福祉行政における地域づくりの難しさの一因は、地域づくりの実践が、行政がしばしば固執してしまう「事務分掌」や「事業担当」とは対極にある仕事だということです。

今、地域福祉には、包括的な支援が求められています。制度や事業だけでなく、柔らかな人のつながりの中で対象者を支援する必要性がますます高まっています。そうした中で、福祉行政が「気にかかけ力」を持った「人と人のつながりに基づくセーフティネットづくり」、つまり福祉行政の働きかける地域づくりを進めるには、本籍地にこだわらずに、越境し、はみ出す勇気が求められているということを最後に改めて強調しておきたいとおもいます。

第2部 地域づくり事例集

目次

事例タイプ1 福祉部門による地域づくりの取組事例

兵庫県養父市 あらゆる人が担い手になれる地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.23

宮崎県三股町社協 地域の間から住民主体の活動を生み出す・・・・・・・・・・・・・・・・ p.27

事例タイプ2 市民協働部門による地域づくりの取組事例

愛知県豊明市 インフォーマル資源による支援者支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.31

明石コミュニティ創造協会 多様な人が関われるまちづくりを支援・・・・・・・・・・ p.35

日向コミュニティ振興会 ワークショップを軸とした多様な地域活動の展開・・・・・・・・ p.39

事例タイプ3 民間企業による地域づくりの取組事例

シェアアトリエつなぐば まちづくりの取組と福祉の連動・・・・・・・・・・・・・・・・ p.43

喫茶ランドリー 民間ならではの属人性のある居場所づくり・・・・・・・・・・・・ p.47

用語解説

人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・：住民基本台帳に基づく人口（令和6年1月1日現在）

略語一覧

重層事業・・・・・・・・・・・・・・・・：重層的支援体制整備事業

移行準備事業・・・・・・・・・・・・：重層的支援体制整備事業への移行準備事業

社協・・・・・・・・・・・・・・・・・・：社会福祉協議会

包括・・・・・・・・・・・・・・・・・・：地域包括支援センター

あらゆる人が担い手になれる地域づくり

地域の人同士の緩やかなつながりが地域づくりの実践であり、ひいては個別支援に結び付くという信念のもと、専門職・非専門職の双方を対象とした研修や住民主体の実践創出のための仕掛けづくりを実施している。また、地域の団体や医療機関をはじめとした機関と連携し、個別支援の対象となる人・世帯とつながる仕組みをつくっている。

この事例からの学び

●本人・世帯を中心とした支援

専門職の中には、個別支援の対象者を既存の制度や事業に当てはめるのではなく、本人・世帯を中心に、制度の枠を超えて包括的に支援しようとしている人もいる。包括的な支援を属人的なものではなく、組織としてできるようにするため、「制度に縛られない考え方の浸透」、「社会的処方に対する共通理解」、「専門職同士の顔の見える関係づくり」の3点を目標とした「リンクワーカー研修」を実施している。

●地域住民の緩やかなつながりが「気づき」を「支援」に

相談援助等の専門性を持たない地域住民であっても、日常で気に掛けることや声を掛けることが、支援を必要とする人の存在の「気づき」になり、専門職に伝えることで個別支援につながる可能性がある。

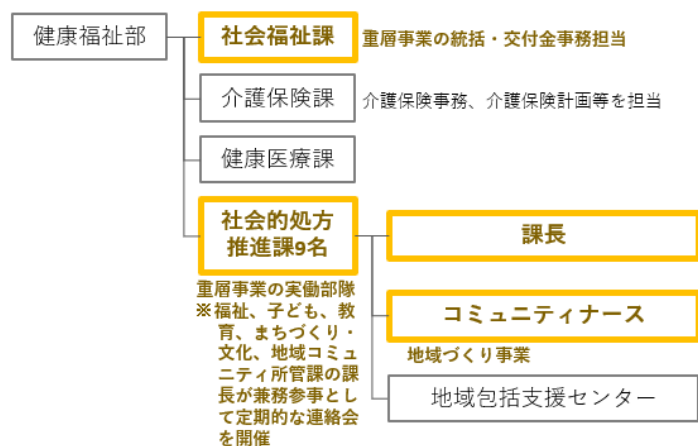
●文化としての「リンクワーカー」

リンクワーカー研修の受講者にリンクワーカーの缶バッジを配るなど、誰でもリンクワーカーになれることを実感できる仕組みをつくっている。リンクワーカーは難しいことをするものではないことを地域住民に知ってもらい、文化として広げていきたい。

事例の基本情報

(兵庫県養父市) 人口 **21,489 人** 高齢化率 **40.0%**

▶兵庫県養父市の組織図



※令和5年度に移行準備事業、令和6年度に重層事業を実施

▶地域づくりの取組体制、関係機関

リンクワーカーを相談援助等の専門職の「ヘルスコネクター」、非専門職の地域住民が該当する「コミュニティコネクター」に分け、社会的処方推進課で両者の養成研修を行っている。

ヘルスコネクターとして、第1層生活支援コーディネーター（以下、「SC」と表記）を包括の保健師、第2層SCを社協が担う。日常生活圏域毎に各1名、合計4名配置されている。また、社会的処方推進課所属のコミュニティナースと、地域おこし協力隊の1名の計2名が、コミュニティナースとして地域を回り、暮らしの延長上の相談を受けながら、つながりを作ることを意識した地域づくりを行っている。

新たな市民活動を立ち上げることを狙いに、一般市民を対象とした KANAU カレッジを開始。養父市で実行するプランの作成を主眼としている。企画・運営は合同会社 Roof に委託。

▶地域づくりの取組に活用している制度等

令和4年度の社会的処方モデル事業から、かかりつけ医とリンクワーカーの連携による疾病の重症化予防と社会生活面への支援の取組を続けている。また、重層事業のうち参加支援事業を一般社団法人猫の手くらぶへの委託に活用している。KANAU カレッジの企画・運営にかかる合同会社 Roof への委託費には市の財源を充てている。

包括的な支援体制の整備に向けた地域づくりの取組の経緯

令和4年度

- 当時の保険医療課と健康課にて、厚生労働省保険局の「かかりつけ医との協働による予防健康づくり事業」を実施

かかりつけ医とリンクワーカーの連携による疾病の重症化予防と社会生活面への支援の取組は、公立病院や診療所を含む市内の全 14 医療機関が対象となっており、9 医療機関で実績がある。



担当者の声

令和5年度に社会的処方推進室を開室し、高齢・障害・子ども・生活困窮で横ぐしを刺して社会的処方の推進を行おうとしましたが、縦割りや包括のマンパワー不足という課題に直面しました。そこで、令和6年度から社会的処方推進室を課に移行するとともに、地域支援事業を社会的処方推進課の所管とすることで、包括と一体化し、意識改革を行おうとしています。

令和5年度

- 保険医療課と健康課が健康医療課に統合

健康医療課への統合後も、引き続きモデル事業の仕組みを継続。

- 社会的処方推進室を開室

社会的処方の推進＝重層事業と位置づけ、健康福祉部社会福祉課が所管課となり、移行準備事業を開始。

- 移行準備事業の実施

令和6年度

- 重層事業を開始

健康福祉部社会福祉課を所管課とし、重層事業を開始。高齢・障害・子ども・生活困窮を所管する各課の連携体制を構築。

- 社会的処方推進室を社会的処方推進課に移行

室から課になる際、介護保険制度の地域支援事業（包括を含む）の所管を、介護保険課から社会的処方推進課に変更。

重層事業は、高齢・障害・子ども・生活困窮を所管する各課が連携して取り組む体制としつつ、交付金事務は社会福祉課が担当。

- KANAU カレッジの開始

- 参加支援事業を猫の手くらぶへ委託開始

地域で生活に関するさまざまな支援を行っていた一般社団法人猫の手くらぶに対し、市から重層事業のうち参加支援事業を委託する形で、地域の支援団体の取組を強化し、個別のニーズに対応した支援、地域の民間団体との共創、役割づくりを促進している。



担当者の声

現時点では、包括職員は包括の本来業務を担当し、社会的処方の取組はその他の職員が中心となって進めていますが、属人的な体制にならないよう、いずれは包括職員も含めて課の職員全員で実施していければと考えています。包括で対応しているケースの中にも、世帯全体で見る必要があるケースや困難ケースがあり、伴走支援も含め、重層事業の必要性を包括職員がより理解し、連携意識がますます高まっています。

この事例で行われている地域への働きかけ



個別支援を起点とした地域への働きかけ

▶ 地域資源を知る

- ・ 老人クラブなど地域の集まりに出向く。
- ・ 社会的処方ポータルサイト「つながる DAY YABU」上で実施するアンケートをきっかけに、地域で活動する団体を取材する。

▶ 関係性をつくる

- ・ 相談援助等の専門職を集め、ヘルスコネクターとして養成するための研修の実施。
- ・ 非専門職の地域住民を集め、コミュニティコネクターとして養成するための研修の実施。
- ・ 既に関係性のある職員と1年程一緒に地域の活動に参加し、支援者・参加者双方と顔なじみになる。

得られたアウトカム📢

コミュニティコネクター養成研修を通じて、普段何気なくしている挨拶や声掛けが社会的処方につながっていることを実感することができる。
気になる人が近くにいると、地域住民が市役所の窓口に伝えに来てくれるようになる。
顔の見える関係ができることで、住民からも支援者からも相談してもらいやすくなる。

▶ 個別支援において協働する

- ・ かかりつけ医から、もしくはMSW、クリニックの看護師、医療事務からかかりつけ医経由で、生活上の課題があるケースやキーパーソンがいないケースを社会的処方推進課につないでもらう。
- ・ 市でつながっている人を猫の手くらぶにつなぐ。

得られたアウトカム📢

医療機関を受診する人だけでなく、その家族も含めて行政につながるができる。

地域そのものへの働きかけ

- ・ 普段もやもやや課題を感じている人、何とかしたいが一歩踏み出せない人を対象に KANAU カレッジを開催。起業塾のようにプランを必ず実現させることを前提とするのではなく、まずはプランを作ってみることを目標とする。地域づくりは、住民主体で住民が関心あることを基軸に生まれるものなので、そこを掘り起こす仕掛けとして機能することを期待している。
- ・ 専門職（ヘルスコネクター）、非専門職（コミュニティコネクター）を問わず、あらゆる人が社会的処方を担う可能性を持つ人＝リンクワーカーとして、日常の声掛けや、気に掛けることそのものを継続するよう、研修で呼びかける。個別支援をより機能させるため、「気づき」と「支援」を増やす取組である。

取組の特徴、今後に向けて

○地域資源につながりひきこもりの社会参加を後押し

30代のAさんは、20代の頃からひきこもりで、養父市の社会的処方推進課につながっていた。市職員によって、地域で参加支援や生活支援を行う猫の手くらぶにつながった。

Aさんは猫の手くらぶで、生活支援の登録支援員として、できることを起点とした活動を開始している。例えば、Aさんは洗濯物をコインランドリーに持ち込むことはできるが畳むことはできないため、洗濯物を畳んでくれるコインランドリーに生活支援の利用者の洗濯物を運び、畳まれた洗濯物を持ち帰るというお手伝いを最近始めた。

また、猫の手くらぶの利用者が参加するスマホ教室の講師を務めるなど、できることを起点とした社会参加活動を行い、継続することができている。



(写真) 猫の手くらぶ提供

○地域住民向け研修を通じ、リンクワーカーについて知ってもらう

地域住民の中には、隣人を気に掛けるなど、すでに緩やかなつながりを実践している人もいます。隣人を気に掛ける、声をかけるといった行動や気づきには価値があると伝えることが、行動を継続する動機づけにもなる。他方で、周りに気になる人がいても、どう対応すればよいのか分からず、何も行動せずにいる人も多い。

非専門職の地域住民に対して市が実施しているコミュニティコネクター養成研修では、コミュニティコーピングの手法を用い、社会的処方を知ること、周りの状況を再認識してもらい、気になる人がいたときにどうしたらよいのかを知ってもらおうとしている。コミュニティコネクターの研修後、実際に気になる人がいると市の窓口相談に来た住民もいた。日常の心がけと行動で誰もがリンクワーカーになれることを知ってもらい、リンクワーカーという文化を地域の中に醸成していきたい。



(写真) 養父市提供

取組による地域の変化

社会的処方モデル事業について知る前から、個別支援の中で、対象者を制度にあてはめようとすることに元々疑問があった。社会的処方モデル事業の話をもらった時に、日頃大事に思っていることを伝えられる機会になると考えた。

介護事業者や医療機関等を訪問して社会的処方の考え方を伝え、内容は理解してもらえたものの、専門職同士の横のつながりが弱いという課題が見えてきた。専門職が相談できず抱え込む状況を作らないためにも、非専門職も含めてあらゆる人が担い手になれる地域づくりとして、リンクワーカーという考え方が重要だと考えた。

リンクワーカー研修は、制度にあてはめようとする専門職の思考回路を変えるきっかけだけでなく、専門職同士の横のつながりづくりにもなっている。

(社会的処方推進課のコメント)

今後の課題

課題を持つ人を同じ場所や組織につなぎ続けるとどちらにとっても疲弊してしまうため、つなぎ先をつくり続ける必要があるが、その仕組み（相談できる先や後押ししてくれる場所）がないという課題感がある。つなぎ先を再生産する仕組みとして、市内に18ある地域自治組織が新しい場づくりに取り組む可能性があると考え、地域自治組織の機能強化に人権協働課と取り組んでいる。

他方で、地縁組織には参加しにくいと感じる住民もいるため、市域でのテーマ型の市民活動の立ち上げ支援にも取り組んでいきたい。多様なつながりの場を形成していくことで、皆がどこかにつながっているという状態ができていくとよい。さらに、市と意識を共有したコミュニティナースのような個人が関わることで、市民を元気にするような活動が盛り上がりれば理想である。

(合同会社 Roof のコメント)

地域の間から住民主体の活動を生み出す

地域福祉の推進に向け、住民主体の活動を広げ、課題解決の輪やコミュニティを広げることを目標に、地域づくりを行っている。地域のさまざまな住民とつながり、職員が課題とリソースをマッチングさせることで、専門知識や制度・事業の枠を超え、個別支援も見据えた住民主体の活動を次々に誕生させている。

この事例からの学び

▶視野を生活全体に広げ、課題を捉え直す

多様なケースに対応するためには、課題の特定・先鋭化だけでなく、視野を広く持ち課題・問題を捉え直すという考え方が必要である。行政職員自身が、地域住民の課題だけでなく生活全体に視野を広げ、できること・やりたいこと・楽しいことを基軸とした活動につなぐことで、結果的に課題が改善することがある。

▶地域の多様な人と協働する

専門職だけでなく、デザイナーなどといった非専門職と一緒に課題を捉え直すことで、制度や事業の枠にとられない活動が生まれ、地域住民の更なる参加や個別支援への新たなアプローチの発見につながる。

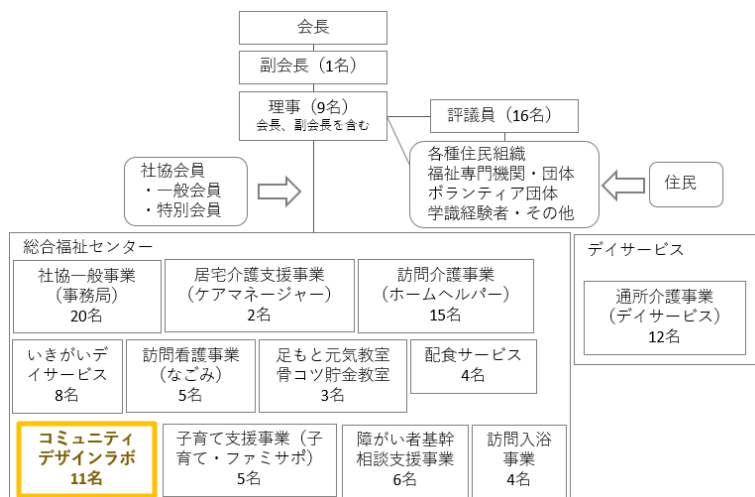
▶地域住民が自然と集まる場をデザインする

地域住民が集まる場所の要素は「課題検討の場」、「地域活動を楽しむブランディング」、「地域課題と人をつなぐ」の3つであり、これらの要素が揃った場から住民主体の活動が生まれる。

事例の基本情報

(宮崎県三股町) 人口 **25,878 人** 高齢化率 **28.3%**

▶三股町社協の組織図



▶地域づくりの取組体制、関係機関

常勤職員が5名、パートが2名、外部委託(年間業務委託)で4名が勤務している。コミュニティデザインラボは、三股町社協の1つの係のような位置づけで、職員はほぼ専従となっている。松崎所長を除く4名の常勤職員は、全員20代以下で、保健医療福祉の専門資格を持たない職員である。

パートは地域の拠点の1つである古着屋「NAZO」のスタッフとして働いている。外部委託は個人委託となっており、適宜チームメンバーにも入ってもらう。2名はデザイナー、1名はライター、1名はコミュニティや場づくりを行っている。

※令和3年度に移行準備事業、令和4年度より重層事業を実施

▶地域づくりの取組に活用している制度等

コミュニティデザインラボの常駐職員5名のうち4名は重層事業(多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業)から、1名は休眠預金事業から人件費を出している。外部委託4名のうち3名は重層事業(参加支援事業)、1名は休眠預金事業から年間委託費を支払っている。

包括的な支援体制の整備に向けた地域づくりの取組の経緯

平成 30 年度～

- みまたん宅食どうぞ便を開始

三股町に住む家庭のうち、18歳以下の子どもがいて生活が苦しいと感じている家庭に対して、定期的に無料で世帯の10食分の食材を届ける事業。



担当者の声

社協は元々、事業やフレームに沿ってプロジェクトを実施する考え方でしたが、どうぞ便の事例でデザイナーさんとのプロジェクトを経験し、フレームに捉われない形の支援が持つ力に気づきました。同質性の高くない人とプロジェクトを作る流れをシステム化したいという思いが、コミュニティデザインラボの創設につながりました。

令和元年度

- モデル事業（地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業）実施
- コミュニティデザインラボ創設

モデル事業を活用して、コミュニティデザインラボを創設。モデル事業は令和2年度まで実施。

令和3年度

- 移行準備事業を実施

令和4年度

- 重層事業を開始

三股町から三股町社協に参加支援事業、地域づくり事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業を委託し、コミュニティデザインラボが重層事業を実施している。包括的相談支援事業のうち、基幹相談支援センターと自立相談支援事業は、三股町社協が実施している。



担当者の声

モデル事業実施当時、何をもって地域は強化されるのか、何をもって地域が共生社会化されるのか曖昧だったことから、コミュニティデザインラボで地域づくりの一般化を試みました。その結果、地域づくりの枠組みには、「考える場」「魅せる場」「出会う場」という3つの要素があるという仮説に辿り着きました。その後国で重層事業が制度化され、参加支援もアウトリーチ等も全て、この枠組みで実行できると考えました。

この事例で行われている地域への働きかけ



個別支援を起点とした地域への働きかけ

▶ 地域資源を知る

- ・ コミュニティデザインラボ職員が、地域のさまざまな拠点を回る。
- ・ 複数のケースやエリアにまたがり、地域に一定数ありそうなケースを地域住民と共に検討する「社会問題井戸端会議」で、ラボ職員が非専門職を含む地域住民と出会い、地域住民同士も出会う。

得られたアウトカム🔗

福祉の専門職以外の、デザイナーや絵を描く人、議員、役場の職員など、同質性の高くないさまざまな地域の人と知り合える。

▶ 関係性をつくる

- ・ ラボ職員が地域のさまざまな場を回り、拠点スタッフと雑談したり、訪れる人の話を聞いたりする。
- ・ ラボが運営するスペース「よる学校」に地域住民が集まり、住民発案のイベントを通じて交流する。

得られたアウトカム🔗

よる学校に来ていた子どもの保護者同士が交流し、課題感を共有した結果、教員経験のある保護者が代表になり、地域住民で「ひる学校」というフリースクールが始まった。

▶ 個別支援において協働する

- ・ 社協の相談支援機関が受けたケースの検討・支援にラボ職員が関わる。
- ・ 地域のカフェ「co-making space co-me」で社会問題井戸端会議を開き、困り感とやりたいことを拾う。

得られたアウトカム🔗

さまざまな人が課題感ややりたいことを持ち寄る場ができ、場から住民主体の活動が生まれる。

地域そのものへの働きかけ

- ・ 地域住民が興味を持って立ち寄れるさまざまな場を地域に作っている。例えばカフェでありイベントスペースでもある co-making space co-me、古着屋 NAZO、樺山購買部、Global Guest House WAJIMA、よる学校。
- ・ 「社会問題井戸端会議」では、同質性の高くない人とプロジェクトをつくることを目的としており、福祉従事者だけでなく、地域の中で興味のある人には広く声をかけている。多様な人が参加しやすいよう、エンタメ的な側面も持たせている。

取組の特徴、今後に向けて

○好きなことを起点に場とつながることで、困難を抱える人がプレイヤーに

地域の暮らしの中で生きづらさを抱え、地域とのつながりも薄く、毎日食支援に来ている B さん。「仕事をしたい」「落語が好き」などの「タグ」（好きなことや気になること）を持っていて、うまくリソースとつなげられないか考えたがうまくいかなかった。同じ時期にゆう学校（地域の子どもの遊び場）で相撲を定期的にやりたいと子どもたちから要望があり、行司が必要ということで B さんをお願いしてみると、とても面白い行司をしてくれ、地域の人気者になった。B さんは、今ではゆう学校のスタッフになっており、ゆう学校のアルバイト代という収入も得られるようになった。コミュニティデザインラボが B さんを支援対象としてだけでなく、視点を変えて、日中空いているプレイヤー（リソース）として見ていたからこそ、活躍の場につながった事例である。



（写真）三股町社協提供

○地域の「コマッタ」と「やりたい」を組み合わせ、住民主体の活動を実現

co-making space で場づくりをテーマに社会問題井戸端会議を開催した際、参加した日本語教師の問題提起から公民館で日本語教室を開く取組が始まり、日本語教室で日本語教師のコミュニティができた。日本語教師同士で話すうちに、公民館を間借りするのではなく日本語教室の拠点が必要という意見で一致し、泊まれる場所が欲しいという要望と組み合わせ、たまたまあった空き家を自分たちでリノベーションして Glocal Guest House WAJIMA ができた。WAJIMA の場を日本語教室の機能のみに限定せず、様々な活動を展開できる場として開くことで、地域プレイヤーとの出会いの場にもなっている。



（写真）三股町社協提供

取組による地域の変化

個別支援の従事者が「困難ケース」と表現するケースの多くは、制度や事業の中で解決するという発想で行き詰まっている。課題の特定ではなく「やりたいこと」を通じて地域住民とつながることで、制度の中では解決しないケースの状況を改善することができた。

制度で解決できないケースの対応や、そのようなケースを予防するためには、問題の捉え直しが必要である。そのために、非専門職も交えて地域住民がアイデアを出し合う場と機会を設けることで、実際に地域住民主体の活動がいくつも生まれた。

コミュニティデザインラボの役割は、人やモノなどのリソースをコーディネートすることである。例えば、脱出ゲームを考えるのが得意というひきこもりの人と、よる学校という場を組み合わせ、よる学校で脱出ゲームを作るプロジェクトを計画した。課題から解決するためのフレームをつくっていくというよりも、課題とリソース（人や空き家など）を組み合わせながら表現者を増やしていくことで、地域づくりを行っている。

今後の課題

多様なリソースが集まる交流の場を作るのに必要な要素がまだ特定できていない。現時点では、地域の暮らしに近く、支援につなげることを見据えた人が運営し、支援を前面に出さず、人が集まりやすい場であること、という仮説がある。地域のリソースが出てくるタイミングはバラバラなので、長い時間をかけて関係人口を増やし、課題が出てきたら蓄積したリソースを使ってコミットできるようにしている。プロジェクト化する速度が上がれば解決できる課題の数も増える。プロジェクト化を支援する行政の制度等があれば、これを加速させることができる。

自治体は、地域共生社会の実現を要素として持つ場をつくる意義を理解する必要がある。実際に場をつくる時には、民間の財源や人材を活用することもあれば、スタートアップ NPO のような勢いが必要な時もあるので、行政だけで取り組もうとしないことが重要である。地域づくりは、PDCA サイクルを回して着実にステップを踏んで立ち上げていくものではないことも理解してもらえるとよい。

インフォーマル資源による支援者支援

どのような市民活動も誰かのためになる可能性を秘めていると信じ、すべての市民活動を市が応援していくという方針を打ち出す。生活支援コーディネーターのもとで現場経験を積んだ重層事業の地域づくりコーディネーター（以下、「重層コーディネーター」と表記）が地域に日々出向き、あらゆる住民・団体・事業者等と関係性を築くとともに、支援者支援として個別支援にかかわることでインフォーマル資源を活用した課題解決に取り組んでいる。

この事例からの学び

●相談支援と社会資源の開発は両輪

相談支援において解決の糸口がないことは、本人だけでなく、伴走する支援者にとっても辛いものとなることから、相談支援と社会資源の開発を両輪で進めている。重層事業の地域づくりを担う重層コーディネーターが、支援者支援として、各分野のケース検討会議に出席、ケースを拾い上げてインフォーマル資源による課題解決に取り組んでいる。

●すべての市民活動を支援

上記の取組を通じて、住民が市民活動に出会うチャンスをつくっているが、究極的には一人ひとりの住民に何が合うのかはわからない。行政や専門職が知らないところで自然とケアされることの可能性を信じ、非営利公益的な活動の線引きをせず、すべての市民活動を応援。実際に、社会人の趣味グループの活動が子どもの居場所やコミュニケーションの場になるなど、趣味的活動が福祉的な貢献を果たす例が出ている。

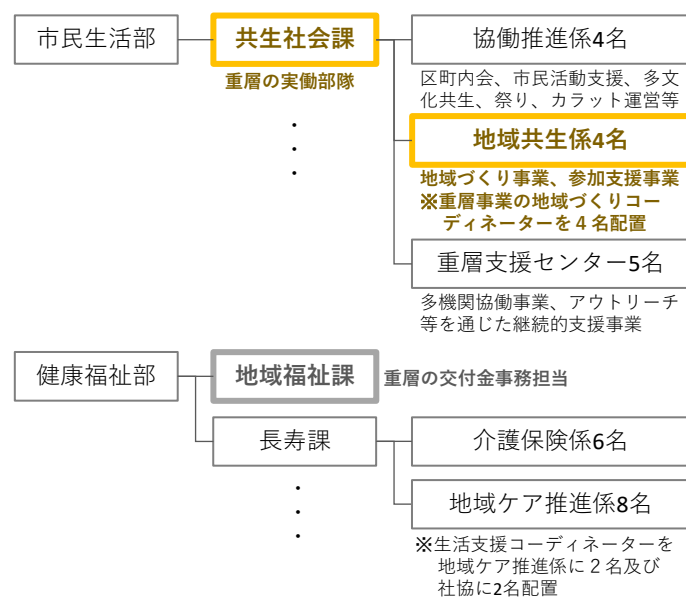
●カラットが“定置網”のように地域のリソースや課題をキャッチ

共生交流プラザ「カラット」を様々な市民が利用する中で、市民のやりたいことが可視化されるとともに、不登校の子どもや課題を抱える母子など、個別ケースや課題がキャッチされている。

事例の基本情報

（愛知県豊明市）人口 **68,038 人** 高齢化率 **26.2%**

▶愛知県豊明市の組織図



※令和4年度より重層事業を実施

▶地域づくりの取組体制、関係機関

共生社会課の地域共生係の職員4名が重層コーディネーターとして活動（常勤換算で2.5名程度）。

なお、生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーター（以下、「SC」と表記）は、健康福祉部長寿課地域ケア推進係に2名及び社協に2名配置されている。

重層コーディネーターとSCの役割分担は、基本的には高齢分野がSC、その他が重層となっている。重層コーディネーターは、地域共生社会に向けた地域づくりのコーディネーターとして、生活困窮者や多文化共生や多国籍児童の問題も取り扱っている。

▶地域づくりの取組に活用している制度等

重層支援センター5名の職員の人件費に、重層事業の多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を活用している。なお、重層コーディネーターについては、地域共生係の正規職員4名が充てられているため、国等の財源は活用していない。

包括的な支援体制の整備に向けた地域づくりの取組の経緯

平成 27 年度～

- 長寿課地域ケア推進係にて高齢分野の地域づくりの取組を推進

生活支援体制整備事業を活用し、個別支援の対象者を支えるネットワークをつくるための地域づくり＝受け手側の地域づくりに取り組む。



担当者の声

長寿課の地域づくりが進む中で、市民協働課の地域づくりの存在意義がよく分からなくなっていました。また、市民活動支援では、「非営利公益的な活動」を対象に支援しますが、趣味活動も福祉的な意味をまったく持たないと言われると否定できず、行政が線引きをすることに限界を感じていました。

令和 3 年度

- 市民協働課にて、第 2 次豊明市協働推進計画の間見直し、「カラット」のコンセプトづくり

すべての市民活動は、困難を抱えた住民の参加や生きがいになる等、誰かのため（公益）になる可能性を秘めていると考え、すべての市民活動を支援していく方針とした。これを受けてカラットは一律の利用料金設定とし、特定の団体に対する利用料減免は行わないことにした。



担当者の声

地域づくりや参加支援に取り組む中で、生活課題がシンプルであっても、既存の制度で支援できず取り残されてしまうケースが圧倒的に多いことに気が付きました。短期的に課題を解決することが難しい場合に伴走することは重要ですが、解決につなげる社会資源がなければ伴走し続けるしかない。継続的な相談支援体制と社会資源の開発は両輪で進めなくてはならないことに気が付きました。

令和 4 年度

- 市民協働課協働推進係の職員 1 名を SC 業務に充当（後の重層コーディネーター）
- 地域福祉課にて、重層事業を開始
- 共生交流プラザ「カラット」供用開始

カラット開設準備のため、市民活動や地域活動を把握し人脈をつくるため、長寿課の SC に同行して外回り。高齢者サロンや体操教室などに行き、活動に参加したり、準備や片づけを手伝ったりする。

健康福祉部地域福祉課が所管課となり、重層事業を開始。

廃校した小学校跡地施設に、「カラット」がオープン。後の重層コーディネーターが、高齢者サロンを回り施設の宣伝やイベントの企画、施設と利用者（市民団体）の調整、活動の立ち上げ、活動場所の移転支援を行う。



担当者の声

当時、共生社会課では、重層コーディネーターが対象者に付き添って参加の場に行く等、個別支援の対象者に直接関わる機会が増えていました。しかし、重層コーディネーターは専門職ではないので、障害や疾患を抱えた方の接遇に関する教育を受けていません。これはリスクになると考え、専門職のチームを立ち上げるために重層支援センターを設置することにしました。

令和 5 年度

- 重層事業の一部を地域福祉課から共生社会課に移管

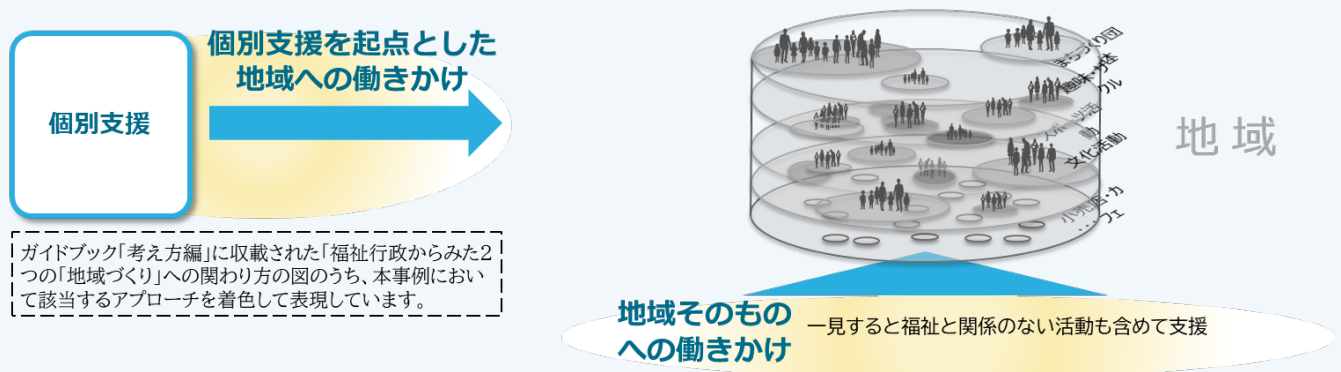
地域づくり事業、参加支援事業を地域福祉課から共生社会課（同時期に市民協働課から課名を変更）に移管。重層コーディネーターを 4 名配置、インフォーマルサービスを活用し課題解決に取り組む。

令和 6 年度

- 共生社会課内に重層支援センターを設置

多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を共生社会課に移管。両事業の担当として、全世代・基幹型包括「重層支援センター」を共生社会課内に設置。重層コーディネーターは、就労支援のつなぎ先開拓等に取り組む。

この事例で行われている地域への働きかけ



個別支援を起点とした地域への働きかけ（重層コーディネーター）

▶ 地域資源を知る

- ・（下積み段階）毎朝 9 時に SC のもとに行き、ほぼ毎日 SC と共に外回り。高齢者サロンや体操教室などに行き、活動と一緒に楽しんだり、準備や片付けを手伝ったりする。

🔍 得られたアウトカム

市民に顔を覚えてもらい、声をかけられるようになる。

- ・（現在）地域を回る、あるいはカラットにいて、様々な市民活動団体とコミュニケーションをとる。

▶ 地域との関係性をつくる

- ・ 高齢者サロンを回りながら施設の宣伝やイベントの企画を行う。カラットと利用者（市民団体）の調整を行う。
- ・ 活動の立ち上げ、活動場所の移転支援を行う。

🔍 得られたアウトカム

「カラットのことならなんでもわかる人」として相談がくるようになる。活動の立ち上げや活動場所の移転相談がくるようになる。

▶ 個別支援において地域と協働する

- ・ 地域ケア個別会議など各分野のケース検討会議に出席。また、多機関協働事業を担う重層支援センターと毎朝ミーティングを行い個別ケースの情報を共有。そのほか、地域やカラットで直接ケースを拾うこともある。
- ・ 個別支援の従事者から相談が来たらとにかく受ける。
- ・ あらゆるリソースを使い解決にあたる（社会復帰支援のための企業訪問および短時間作業の切り出し依頼、支援者の介入のきっかけづくりのための地域の人脈を活用した物品調達など）

例）困窮家庭や生活保護世帯向けの支援関係機関から「どこかに家電が余っていないか」という相談が寄せられた。商工会に相談して廃棄物リサイクル業の会長の紹介を受けた。まちの電気屋と連携し、買い換え予定の顧客から無償で取り必要な方へ設置費用のみで提供するスキームをつくった。

🔍 得られたアウトカム

個別支援の従事者から、インフォーマル資源や手立てを調達してくれる人と認識され、打つ手がなかったケースについて何かしらの支援を提供できるかもしれないと相談が集まるようになる。

地域そのものへの働きかけ

- ・ 行政や専門職が知らないところで自然とケアされることの可能性を信じ、趣味活動など一見福祉とは関係ない市民活動であっても、話を聞きに行ったり支援を行ったりしている。

🔍 得られたアウトカム

ある新聞店のオーナーが息子とミニ四駆のコースを設置。PTA 役員仲間に不登校の子がいたので誘うと、口コミで他の不登校の子もくるようになった。そのうちに子ども同士で一緒に走らせるようになり会話が生まれた。現在は 2 か月に 1 回ミニ四駆大会を開催。SC はミニ四駆の話の聞きに行き大会の開催場所としてカラットを提供、重層コーディネーターはミニ四駆のコース設営を手伝っている。

取組の中で生まれたエピソード、今後に向けて

個別支援を契機に学習支援の資源を発掘

小・中学校で不登校だった子が通信制高校に通い始めたが、課題提出ができないので学習支援をしてもらえないかという相談があった。対応できる資源がなかったため、初めは重層コーディネーターが自ら勉強を教えていたが、同様の依頼が次々と寄せられたため資源を探すことに。重層コーディネーターが持つ地域の人脈を活用して各方面に相談したところ、民生委員を通じて、医療生協病院の研修医が学習支援活動を行っている情報を得た。重層コーディネーターが同病院に対して、不登校の子どもたちが抱える課題を共有し、学習支援に協力してもらうことになった。勉強だけでなく、レクリエーションや雑談も交え、人生相談等も行われている。

このように個別支援を契機に地域資源を発掘する動きは日常に行われている。



(写真) 豊明市提供

カラットが“定置網”となり、個別のケースや地域課題をキャッチ

カラットにある子育て支援センターには行かず、カラット内の遊び場にも毎日来る母親と子どもがいた。スマホばかり見ている様子で、ネグレクトの可能性も否定できなかった。指定管理者の職員が子育て支援センターの職員に共有し、声がけをしてもらった。そのほか、学校や修学旅行に行っているはずの児童が、なぜかカラットの人工芝スペースにいたことがあり、指定管理者が気付いたこともある。

指定管理者とは、カラットが市民の多様な活動とそれを必要とする人をつなぐ場であるという市の考えを共有しており、指定管理者の職員は気になる利用者を見つけたらつなぐことを意識している。

個別支援では、どうしても支援対象者にのみ着目してしまい、その家族が課題を抱えていても見落としてしまうこともあるが、カラットではそのようなケースを拾うことができる。



(写真) 豊明市提供

取組による効果、地域・職員等の変化

カラットでは、高齢者だけでなく、子育て世代や現役世代の活動が展開されているため、ありとあらゆる市民活動が可視化されている。指定管理者のもとに、ママ友同士で子どもの誕生日会や高校生のたこ焼きパーティーができるかなど、「カラットでこんなことをしたいが利用できるか」という相談が来るようになったことで、市民のやりたいことが見えてきた。

最近では、同じ共生社会課内の協働推進係の職員も、重層コーディネーターのような動きをするようになり、生活課題を抱えがちな人のニーズを拾うようになってきている。例えば、団地で外国人住民が無断で粗大ごみを出してしまった場合、その出し主を探して支援につなげたり、URにトラブルがないか聞き取りに行ったりしている。

今後の課題

重層コーディネーターの就労支援のつなぎ先の開拓により、現時点で累計 10 名程度が就労に結びついている。企業は良い取組だと共感してくれており、相談してくれれば検討すると言ってもらえている。

自立相談支援事業の相談員から、支援対象者には短時間勤務がなじむのではないかという助言をもらい、1～2 時間の短時間勤務での雇用、また、売上に直接関わらないバックオフィス業務等を切り出してもらっている。

今後のステップアップとして 1 日 1～2 時間の雇用・勤務形態から、正規のパートやアルバイトに切り替えていくとなると、本人にとってもチャレンジングになり、企業にも負担がかかるため、どのような形がよいか現在検討している。

多様な人が関われるまちづくりを支援

明石市では、旧来の充て職によるまちづくり協議会では活動の量に限界があることから、多様な人が参加できるまちづくり協議会への移行を進めており、明石コミュニティ創造協会は、地域の実情に合わせて、まちづくり協議会の組織強化や事務局の支援、まちづくり計画の策定支援に取り組んでいる。

この事例からの学び

●多様な人が意見を言える風土を作っていくこと

多様な人が関われるまちづくりを支援していくためには、多様な人が意見を言える風土を作っていくことが重要である。なんでも発言できる雰囲気があることで、自分の意見を言うことができ、そのことによって当事者意識・主体性が生まれる。

●住民は地域に関心がないのではなく、関わるきっかけがないだけ

多くの住民は、興味関心のあることについて、自分だけで楽しむのではなく、だれかと語りたい、つながりたいと思っている。そこに出会いやつながるきっかけがあれば、活動や場が発展していくし、地域に活動や場が生まれれば、支え合いの場にもなっていく。そのような出会いやつながりを作るために、コーディネート機能が重要となる。

事例の基本情報

(兵庫県明石市) 人口 **306,760 人** 高齢化率 **26.1%**

▶明石コミュニティ創造協会の法人概要

- ・創設年：1982 年
- ・主な事業：
複合型交流拠点ウィズあかしの運営事業（指定管理事業）、協働のまちづくり推進事業（明石市委託事業）、生涯学習の推進事業 等
- ・協働のまちづくり推進事業（明石市委託事業）の内容：
明石コミュニティ創造協会は明石市の市民協働推進室と連携して、まちづくり協議会が「校区まちづくり組織」から「協働のまちづくり推進組織」へステップアップするための支援を行っている。市は全校区を支援する一方、明石コミュニティ創造協会は特定の校区を対象として地域の状況に応じた個別的な支援を行っている。

▶地域づくりの取組に活用している制度等

（明石コミュニティ創造協会）

明石市の委託事業として、協働のまちづくり推進事業を実施。

（まちづくり協議会）

条件を満たす協働のまちづくり推進組織に対して、明石市から地域交付金（基礎額、事務局支援事業補助金、コミュニティセンター管理委託費）を支給。

▶まちづくり協議会について

明石市には各小学校区（28 区）にまちづくり協議会がある。「校区まちづくり組織」では、各種団体の代表を充て職で組織してところが多く、支えあいや見守りといった地域課題を解決するための新しい活動をする余裕がない状態であるため、充て職による「校区まちづくり組織」から脱却し、個人の興味関心から関われるまちづくり協議会にするために、「協働のまちづくり推進組織」へのステップアップを目指している。

※現在、全 28 小学校区の中で、大半のまちづくり協議会が「協働のまちづくり推進組織」となっている。本稿では、「校区まちづくり組織」と「協働のまちづくり推進組織」の総称として「まちづくり協議会」と表記している

包括的な支援体制の整備に向けた地域づくりの取組の経緯

(明石市における地域づくりの経緯)

昭和 46 年	●明石市長が「人間優先の住みがいのあるコミュニティづくり」を市政運営の柱に掲げる	
昭和 47 年	●明石市がコミュニティセンターの設置を開始	明石市でコミュニティセンターを拠点とするまちづくりが開始される。
平成 17 年	●全中学校区・全小学校区へのコミュニティセンターの設置が完了	
平成 18 年	●「協働のまちづくり」提言を策定	コミュニティセンターの充実化と、小学校区毎に「校区まちづくり組織」を結成していくことが提言された。
平成 22 年	●明石市自治基本条例が施行	条例で、①まちづくりの基本単位は小学校区とする、②「協働のまちづくり推進組織」を設立し、協働のまちづくりを推進する、③小学校区コミュニティセンターを協働のまちづくりの拠点とする、の3点が示された。 「協働のまちづくり推進組織」は、小学校区を代表して、地域内の意見の集約を行って、市に協働の提案を行う役割を有するもので、民主性、開放性、透明性、計画性をもった運営がなされる組織と規定されている。
平成 24 年	●現在の明石コミュニティ創造協会の活動が開始	協働のまちづくりを推進する組織として、明石コミュニティ創造協会が活動を始め、各小学校区に設置されている「校区まちづくり組織」を「協働のまちづくり推進組織」にステップアップしてもらうための支援を行っている。
平成 26 年	●明石市の地域事務局支援事業の開始	まちづくり協議会の事務局職員の費用補助を開始



担当者の声

明石市には、児童館や公民館などの社会教育施設はなく、コミュニティセンターがまちづくりの拠点となっています。



担当者の声

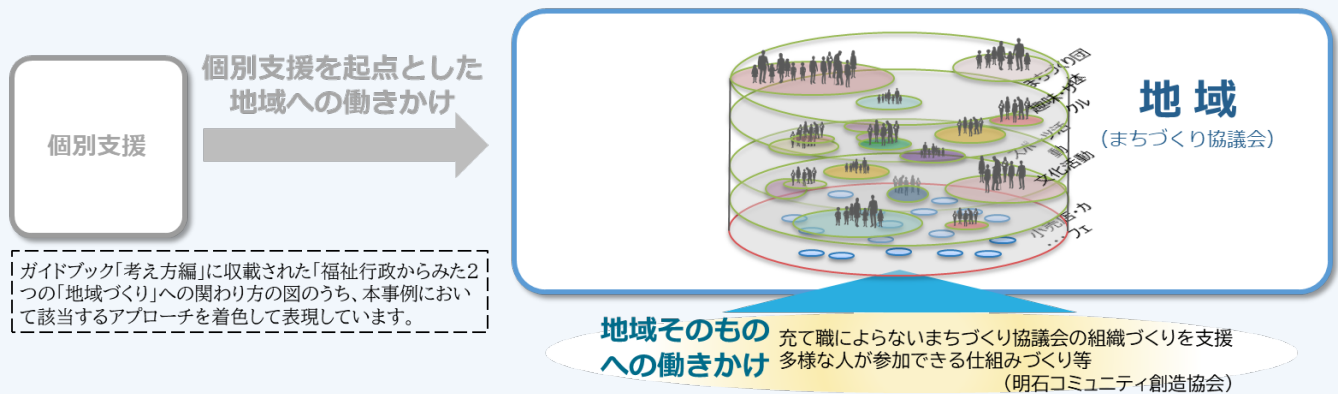
コミュニティセンターは、学校の敷地内にあり、学校の敷地にプレハブを整備している校区もあれば、空き教室を活用している校区、昼間は音楽室として使われている場所を夕方以降にコミュニティセンターとして活用している校区もあります。



担当者の声

地域事務局支援事業は、234万円の補助金で、2人以上雇用することが条件となっています。正規雇用と無償ボランティアの中間的な存在にすることで、事務局はあくまでもコーディネートに徹することができるようになります。そうすることで、住民の主体性を引き出し、担い手を増やしていけるようにしています。

この事例で行われている地域への働きかけ



地域そのものへの働きかけ (明石コミュニティ創造協会からまちづくり協議会への働きかけ)

▶ 充て職によらないまちづくり協議会の組織づくりを支援

- ・ 充て職ではなく、多様な人が関われる組織にするため、明石コミュニティ創造協会として、まちづくり協議会に対して、①まちづくり協議会の組織強化に向けた話し合い、②まちづくり計画策定支援、③地域事務局の支援、④活動のサポートを行っている。地域事務局の設置後（③以降）は事務局が中心となって進めていくため、明石コミュニティ創造協会としては事務局からの要請にこたえる形で、先進事例の情報提供や助言等の支援を行っている。実際の支援は、地域の状況にあわせて柔軟に行っている。

地域づくり（まちづくり協議会における取組）

▶ 多様な人が参加できる仕組みづくり

- ・ 各校区の「協働のまちづくり推進組織」では、各種団体を背負わなくても関われる「まちづくり応援隊」、「まちづくりサポーター」などを作っている。例えば、個人参加ができるようにしたり、サークル活動も「協働のまちづくり推進組織」の活動の1つに位置付けて、共通の趣味を持つ人でサークルをつくり、役員会の承認を得れば「まちづくりサポーター」として活動できたりするよう、「協働のまちづくり推進組織」の規約に定めている。

▶ 住民の出会いやつながりをコーディネート

- ・ まちづくり協議会の事務局が、住民の興味や関心に合わせて、出会いやつながりをコーディネートしている。そうすることで、参加者が楽しい、学びになる、役に立てている等感じることができ、地域に活動や場が増えていく。

▶ 住民のつぶやきを拾うことで課題解決につなげる

- ・ まちづくり協議会の事務局は、コーディネーターとして、住民のつぶやきを拾っている。コミュニティセンターに住民が来たら、お茶を飲んでもらって気軽に話をしてもらうように心がけているまちづくり協議会もある。

🔗 得られたアウトカム

ある校区では、地域で買い物に困っている人が多いという情報がまちづくり協議会に持ち込まれ、60歳以上にアンケートを実施したところ買い物支援のニーズが高いということが分かった。同時期にコープこうべが「買い物行こカー」という買い物支援サービスを始めたので、まちづくり協議会はコープこうべと連携し、まちづくり協議会と自治会の主催でサービスの説明会を行ったり、まちづくり協議会が利用者数の調整を行ったりした。

取組の中で生まれたエピソード、今後に向けて

地域のブックスポット（居場所）を可視化

市内にブックスポット（本棚を置いて、本を読めるスペースを作っている場所）が80か所程ある。そこは、本を読むという目的でいられるので、地域の方々にとっての重要な居場所になるのではないかと考えた。そこで、まちづくり協議会や企業、公共施設などが作っているブックスポットの情報を当会で集めマップ化した。

もともと民生委員など福祉的な視点を持っている方が運営しているところも多く、市のひきこもり支援の担当課からブックスポットの情報がほしいと言われて提供したことがある。



（資料）明石コミュニティ創造協会提供

自分の関心あるテーマをきっかけに地域へ参加

ある校区では、自治会等による川の清掃活動が続けていくのが難しくなった。まちづくり協議会の規約を改定し個人参加ができるようにした頃、副会長の近所に環境団体の関係者が住んでいることが分かり声かけをしたところ、自治会と環境団体の合同事業として、川の清掃活動と生きもの観察会をセットにして開催することになった。すると、市外も含めて40-50人の参加が得られ、川がきれいになった。その環境団体の関係者は、その後「協働のまちづくり推進組織」の部会長、役員になっていき、自分の関心のある環境をきっかけに、深く地域に関わるようになった。



（写真）明石コミュニティ創造協会提供

取組による効果、地域・職員等の変化

多様な人が参加できるまちづくり協議会にすることで、女性、若者、子ども、障がい者、外国人も関われるようになった。例えば、技能実習生と料理イベントを開催したことで技能実習生が清掃活動に参加してくれるようになったという事例もある。

また、まちづくり協議会に女性や外国人が関わるようになったことで、自治会が多様な参加に向けた工夫を行うようになった校区もある。まちづくり協議会が変われば自治会も変わっていくのではないか、という仮説を持っていたが、実際にそうになっている。

今後の課題

個別支援と地域づくりでは、時間軸が違う。地域では、住民が知る、学ぶ、体験することで我が事化されて地域づくりが進んでいく。それには10年かかることもある。地域づくりが発展することで、結果的に誰かを支えている状態になる（個別支援につながる）と思うが、地域づくりは個別支援のために行うものではないということを個別支援に従事する人は理解する必要がある。

住民主体の地域づくりは、究極的には地域自治を育むことである。生活支援コーディネーターの方は時には、自分で動いてしまっていることもある。しかし、住民が我が事化して考えていくためには、時間がかかってはどういう支援をしていく必要があるのかについて、考えていくことも大切である。

ワークショップを軸とした多様な地域活動の展開

酒田市日向地区では、平成 21 年 4 月に日向コミュニティ振興会が発足。自治会主体の部門と生涯学習事業主体の部門から構成され、地区のコミュニティセンターを拠点として、地域づくりに取り組む。平成 24 年度以降毎年開催されている地域支え合い研修会（地域ワークショップ）では、地域住民間で話し合い、多様な主体を巻き込みながら除雪ボランティアの仕組みや、居場所づくり、近隣の大学生が地区内の各自治会館を訪問し地域住民と交流する取組等が生まれている。

この事例からの学び

●地域住民だけでなく、近隣大学や企業等の多様な主体を巻き込んだ活動

公民館活動・社会教育を基盤として行事やイベント等を行う中で、日向コミュニティ振興会では、地域住民を知り、関係性を構築してきた。また、各種取組の検討・実施時には、近隣大学の教員や学生、企業等の様々な関係者と協働している。

●地域課題や取組を自分ごとにしてもらうための仕掛け

日向コミュニティ振興会では、毎年開催している地域ワークショップの中で、地域課題や地域住民でできることを話し合い多様な取組を生み出してきた。また、取組やイベントはやりっぱなしで終わらせず、必ず振り返りを行い参加者の感想や思い等を共有し、皆が参画しているという当事者意識を醸成している。

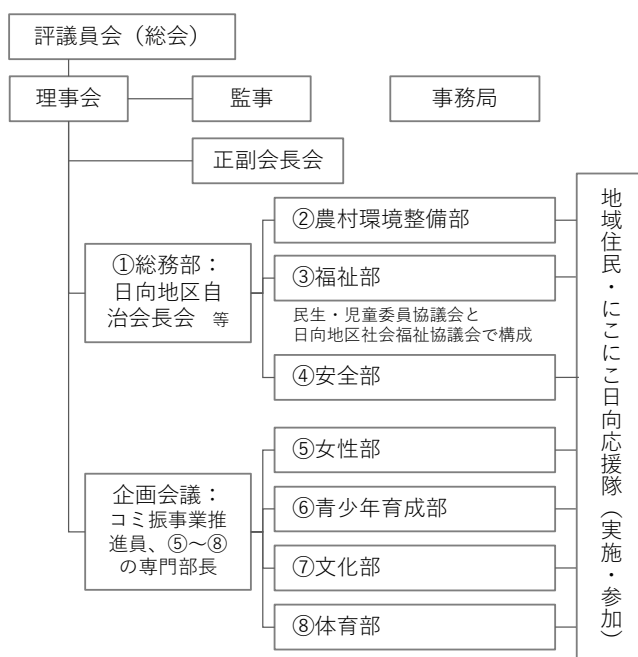
●地域の特性を踏まえ、福祉的な課題を地域課題の 1 つのテーマとして捉える

地域ワークショップのテーマは、その時々課題を設定。福祉的な課題を特別視するのではなく、数ある地域課題の 1 つに福祉的なテーマがあった時にどのように取り組むかを考えている。

事例の基本情報

（山形県酒田市）人口 **95,789 人** 高齢化率 **37.4 %** ※日向地区人口 **782 人** 高齢化率 **51.9%**

▶日向コミュニティ振興会の組織図



▶地域づくりの取組体制、関係機関

大きくは、自治会主体の「総務部」と、生涯学習事業主体の「企画会議」の 2 つから構成される。①総務部のうち③福祉部は、民生・児童委員協議会と日向地区社協（以下、「地区社協」とする）からなる。地区社協の事務局長は、実際に取組を進める上での相談役となっている。

また、4 名のコミ振事業推進員は地域づくりのコアメンバーとして、活動の企画やコーディネートを担当している。

コミュニティ振興会全体の活動に関しては、事務局がコーディネート役となり、各主体が活躍できるよう調整を行っている。

▶地域づくりの取組に活用している制度等

コミュニティ振興会の活動は、酒田市の「ひとづくり・まちづくり総合交付金」や会費を財源とする。

また、地域おこし協力隊はこれまでに 3 名着任（現在は、それぞれ市内に移住）。その他、国土交通省「雪処理の担い手の確保・育成のための克雪体制支援調査事業（平成 27～30 年度※）」も活用。※平成 30 年度は地区社協にて申請

包括的な支援体制の整備に向けた地域づくりの取組の経緯

(日向コミュニティ振興会の活動の経緯)

平成 17 年	●酒田市、八幡町、松山町、平田町の 1 市 3 町が合併	市町村合併により現在の酒田市の形となる。日向地区では、市の施策により、平成 21 年 4 月から、生涯学習の拠点である公民館が廃止され、地域づくりの活動拠点となるコミュニティセンターとして活動することとなった。
平成 21 年度	●日向コミュニティ振興会が発足	同時期に廃校となった小学校跡地を日向地区のコミュニティセンターとして再利用。コミュニティセンターを拠点とした地域づくりの取組を開始。
平成 23 年度	●市民大学の出前講座の 1 つとして、東北公益文科大学・小関氏による「地域で暮らす幸福感」を開催	地域づくりについて考えるきっかけにしたいと考え、このテーマを依頼し、開催に至る。当該講座では、日向コミュニティ振興会で初めてのワークショップも実施。
平成 24 年度～	●「地域支え合い研修会(地域ワークショップ)」を開催	平成 24 年度以降、地域や行政等が参加し、地域でできることを話し合うワークショップを毎年開催。
平成 25 年度～	●地域ワークショップを契機として、様々な取組に発展	地域ワークショップをきっかけに、除雪ボランティアや、防災マップ作り、居場所づくり等の活動に発展。
令和元年度	●日向コミュニティセンター内に「日向里(にっこり)かふえ」を開設	ある企業との偶然の出会いから、コミュニティカフェの開設に至る。開設に向けては、地域住民等も参加する等、地域が一体となって準備を進めた。
令和 3 年度	●毎年開催する地域ワークショップを通じて、地域づくりビジョンを作成	東北公益文科大学・小関氏より、明治大学・小田切氏が提唱する「主体(人)づくり」「場づくり」「持続条件づくり」の地域づくりの 3 つの柱が紹介され、その柱を参考に作成。
令和 4 年度～	●農業・農村振興に向けた取組等にも発展	地域づくりビジョンを基に、取組を発展。農業・農村振興に関する取組の他、大学生が地区内の自治会館を訪問し、地域住民の困りごと等を聞く「移動するコミュニティ」も開始。



担当者の声

コミュニティ振興会事務局長として「行事やイベントを開催しているだけでよいのか」、「地域の課題を住民で解決していくことができるのか」と悩むようになりました。自治会役員の任期もある中で、住民同士で気持ちを 1 つにし、地域のことに取り組んでいくことに難しさを感じていました。



担当者の声

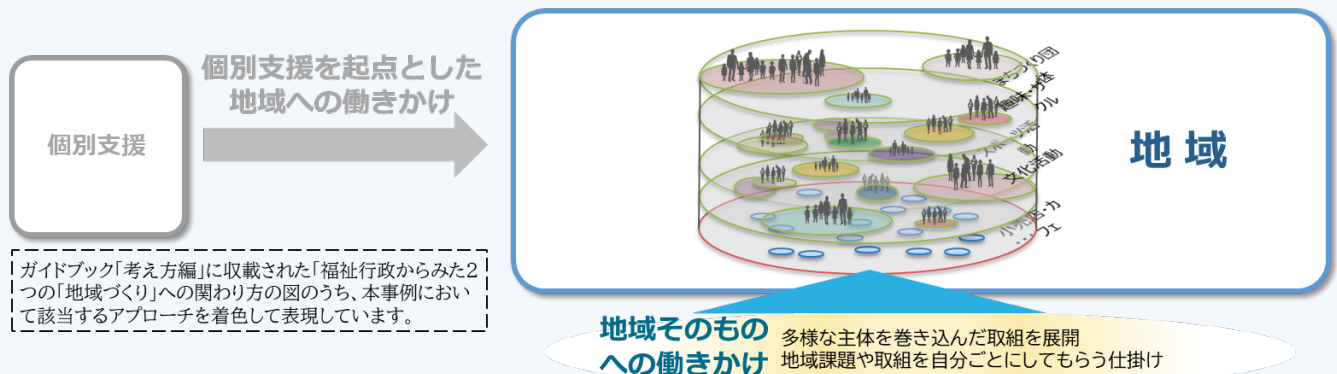
当時の講座では、「地域」は多義的な言葉であることや、幸福感も人によって異なることから、違いを前提として、『正解』ではなく協働作業を通じて得る『成解』を目指すことの重要性、「幸福には意志と行動が必要であり、できることから取り組むことが大切」といったことが共有されました。



担当者の声

地域住民が閉じこもらないような仕掛けが重要で、コミュニティセンターにきてもらう仕掛け(様々な活動)とこちらから訪問する活動(移動するコミュニティ)を展開しています。参加を呼び掛けるときは、おしゃべりの場等として、目的を福祉的なものにせず、参加のハードルを下げるようにしています。

この事例で行われている地域への働きかけ



地域そのものへの働きかけ

▶多様な主体を巻き込んだ取組を展開

- 平成21年4月のコミュニティ振興会発足前から、公民館主事として活動してきた事務局長は、「人を覚えること」を重視してきた。コミュニティ振興会発足後に取り組んできた行事やイベント等では、住民同士が顔見知りになるような機会を創出してきた。当時は、地域づくりとして、行事やイベント等を行っているだけでよいのか悩んでいたが、それによってできた多くの住民同士の関係性が、現在の地域づくりの活動の基盤になっている。

🔍得られたアウトカム

ワークショップの参加者や実際に活動する住民を募集するに当たり、テーマや内容に応じて、関心を持つ人や参加しそうな人に声をかけることができ、それが多様な活動の展開につながる。

- また、各種取組の際には、東北公益文科大学の教員や学生をはじめ、企業、地域おこし協力隊等の多様な主体が関わりながら、取組を展開している。

▶地域課題や取組を「自分ごと」にしてもらうための仕掛け

- コミュニティ振興会は、社会教育が基盤になっていることが特徴であり強み。地域ワークショップを含め、活動の際は、情報共有だけでなく、互いに学びあうことを大切にしている。また、地域ワークショップや事業等を行った後には、必ず参加者で振り返りを行う（例：感想を書く、1人一言発表等）。取組をやりっぱなしで終わらず、振り返って皆で共有することで、皆が参加・参画しているという雰囲気醸成している。

🔍得られたアウトカム

振り返りや共有を大事にしている中で、参加者から「私の意見を聴いてもらえてうれしかった」という方がいた。その方はコミ振事業推進員を務めていたこともあって、現在ではコミュニティセンター内にある日向里かふえの店員も担っている。

▶福祉的な地域課題を特別視せず、暮らしの課題の中の1つのテーマと捉えて取り組む

- 最初のワークショップ開催にあたっては、酒田市福祉課職員と東北公益文科大学教員間で企画し、地域住民が自分たちでできることを考えられるような設計を心掛けた。ワークショップには、コミュニティ振興会の福祉部やコミ振事業推進員を中心として、テーマに応じて声をかける住民や行政・包括等の職員、大学生等が参加する。地域の個別の状況をよく知る人（社協や包括）の職員、民生委員等）が参加者として参加することで、テーマに応じて、自然に地域の課題やケースが共有される。
- ワークショップのテーマは、コミュニティ振興会事務局のほうで、その時々で生じている課題を踏まえて設定している（例：包括が主催する小地域ケア会議で取り上げられた地域課題）。

🔍関係者からの声

色々な分野の地域課題の中の1つとして福祉的課題を捉えており、特別視していない。暮らしの課題の中にたまたま福祉的なテーマがあったから、それをどうするか考えるというのが、この地域のスタイル。コミュニティ全体で楽しく豊かになっていけば、その中で個別ケースが自然と包含されていく。その方がレッテルをはることなく皆平等に集えるため、あえて福祉を前面に出さないようにしている。福祉ではないテーマから取り組み、自然に福祉にたどり着くような形も1つのあり方だと思う。

取組の中で生まれたエピソード、今後に向けて

【除雪ボランティア】地域内外からボランティアが集う毎年恒例の活動に発展

日向地区は雪深い地域であり、平成 24 年度の地域ワークショップのどのグループで課題にあがったのが「除雪」だった。ワークショップを踏まえ、平成 25 年 1～2 月頃から、除雪ボランティアの取組を始めた。本当にボランティアが集まるのかと思っていたが、声をかけてみると 50 人ほど集まり、モデル的に 3 世帯への除雪を実施した。参加者からは、最低 2 回は訪問し除雪しよう！という提案があった。

そんな折に、酒田市職員から情報提供があり、「雪処理の担い手の確保・育成のための克雪体制支援調査事業（国土交通省）」に申請・採択を受け、100 人規模のボランティアの受入体制を整えた。

取組は、酒田市をはじめ、市社協や、自治会、民生委員、包括等で協働して運営している。多様な関係者で運営し、地域内外から多くのボランティアが集う、日向地区を象徴する取組の 1 つとなっている。



（写真）日向コミュニティ振興会提供

【移動するコミュニティ】大学生との交流で、地域住民が少しホッとできる場に

コミュニティセンターを拠点とした取組を展開してきたが、日向地区では公共交通機関が徐々に撤退し、現在の移動手段はデマンドタクシーのみ。様々な理由からセンターまで足を運べない高齢者等が一定数いた。

そこで、東北公益文科大学の大学生からの提案で、大学生が日向地区内の各自治会館を訪問し、地域住民と交流しながら普段の暮らしや困りごと等の話を聞く取組が始まった。

この取組を通じて、家族の介護をしている男性から、献立を考えるのが大変という話を受け、学生から簡単にできるレシピを共有するという場面があった。もしこの方が家に閉じこもっていたら、こうした悩みを話すことも、簡単なレシピという情報をキャッチすることもなかっただろう。場を作り出でてもらうことで、話を少しほっとしてもらい、問題解決まではいかなくとも気持ちが軽くなる、そういった場の 1 つになっている。



取組による効果、地域・職員等の変化

平成 24 年度から始まった地域支え合い研修会（地域ワークショップ）を基軸として、除雪ボランティアや移動するコミュニティ等をはじめ、様々な地域での取組が生まれている。

新聞が郵便受けにたまっている世帯や、隣の家の枝が伸びてきた等、地域住民が心配な世帯等を見つけた時には、コミュニティ振興会の事務室（コミュニティセンター内）に情報が入るようになってきた。特に用事がなくても、ふらっと事務室に立ち寄り人もおり、地域にとって憩いの場になっている。

今後の課題

日向地区では移動が不便なため、免許返納後も安心して生活できる仕組みづくりが地域課題の 1 つ。除雪に関しては、地域外からの除雪ボランティアの仕組みや、地域内チームによる有償の除雪ボランティアの仕組みができたので、今後は、交通の不便さの解消に取り組みたい。

例えば、買い物支援に関しては、自分で選んで買い物をする楽しみをすることができるよう、外に出る仕組み（社会とのつながりづくり）と、必要なものを届けるという両輪で考えていきたい。

まちづくりの取組と福祉の連動

シェアアトリエつなぐば（以下「つなぐば」）は、草加市自治文化産業振興課の「そうかりノベーションスクール」から生まれた場。築38年のアパートをリノベートした建物で、1階に子ども連れで働けるシェアアトリエと、子どもが遊ぶスペースのあるカフェ、2階にはテナント業者として産後の親子の居場所、美容室、設計事務所、展示室がある。元々は子育て中の母親等が自分らしく働く・暮らすことを目指して始めたが、活動をする中で福祉ニーズのある人も含め多様な利用者との関わりが生まれていった。現在、市や様々な団体と協働しながら、多様な地域住民の働く・暮らすの後押しをしている。

この事例からの学び

●福祉行政と地域団体がゆるくつながることの重要性

地域には、福祉支援を主眼としていないものも含め多様な団体があるが、行政は事業委託や補助金等の関わりだけでなく、そうした福祉以外の関連団体とも普段からゆるいつながりを持っておくことが重要である。例えばつなぐばの場合、市から福祉に関連する補助金や事業委託は受けていないが、日常的に情報共有・連携する関係性が築けており、その関係性があるからこそ、適宜個別ケースをつなぐなど、福祉行政との連動ができています。

●福祉行政側は、地域団体の理念や目的を理解・尊重する

地域団体の中には、行政の取組と連動可能なものが多々あるため、地域資源を幅広く把握しておくことが重要である。一方で、地域団体は福祉支援を主眼としたものばかりではないため、あらゆる個別ケースを地域団体につなげればうまくいくわけではない。例えばつなぐばは、利用者が自分らしい働き方・暮らし方を実現することをコンセプトにした場なので、行政としてはまずそのことを理解・尊重する必要がある。その上で、各個別ケースについて、つなぐばの利用がプラスになるのであれば、つないでいく。地域活動は多様であるほど、誰かがどこかに居場所を見つけやすくなるが、地域活動の多様性を大切にする上では、各団体の思い・やりたいことを尊重することが求められる。

事例の基本情報

（埼玉県草加市）人口 **251,219 人** 高齢化率 **24.5%**

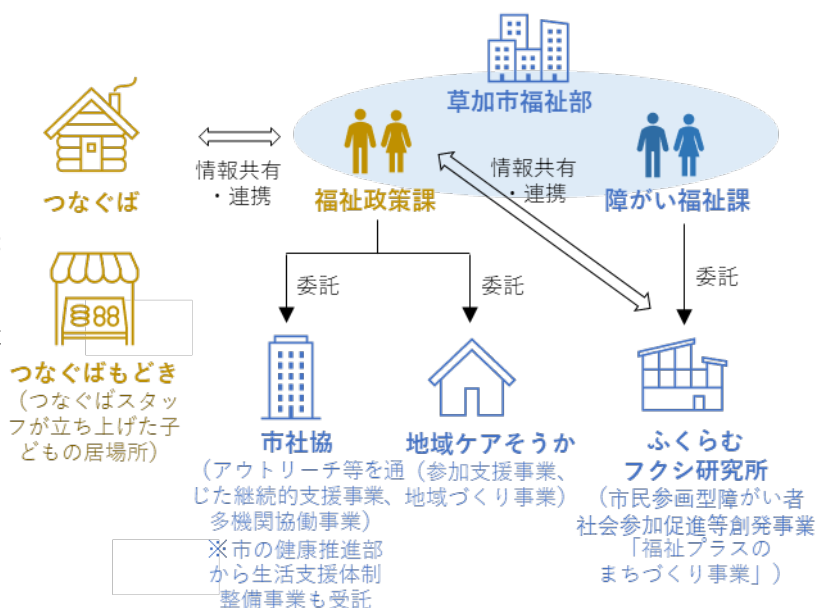
▶つなぐば家守舎株式会社の概要

- ・創設年：2018 年
- ・主な事業：草加市内で、つなぐばの他、私設図書館「さいかちどブンコ」、「シェアアトリエにわのば」を運営

▶地域づくりの取組に活用している制度等

運営資金は日本政策金融公庫等から確保しており、自治体の福祉関連の補助金や助成金は利用していない。

▶地域づくりの取組体制、関係機関



包括的な支援体制の整備に向けた地域づくりの取組の経緯

(シェアアトリエつなぐばの活動の経緯)

平成 28 年度

- 代表の小嶋氏と松村氏が「そうかりノベーションスクール」に参加

建築事務所でリノベーションを手掛けていた小嶋氏と、フリーランスで空間ディスプレイの仕事をしていた松村氏が、草加市自治文化部産業振興課の主催する「そうかりノベーションスクール」に参加し出会う。2人のチームでは、女性が子ども連れで働ける仕事場として、シェアアトリエの企画を行った。



担当者の声

出産を機に仕事を離れ、社会とのつながりが切れてしまった女性が多いと感じていました。子ども連れで働ける場所ができれば、仕事・子育てなどの負担をシェアしたり、スペースを借りる資金を軽減できたりするのではと考えました。

平成 30 年度

- シェアアトリエつなぐばを開業

スクールの終了後、「つなぐば家守舎株式会社」を設立。

現つなぐば（元々はアパート）の大家が、築 38 年のアパートが空き家になっていることを市役所に相談。市役所経由で大家とつながり、アパート契約、リノベーション工事を経てつなぐばをオープン。



担当者の声

リノベーションスクール終了後も、市役所とつながりがあったからこそ、アパートの大家と出会うことができました。

令和 4 年度

- つなぐばもどきがオープン

SNS で、カフェの事業者やテナント事業者、シェアアトリエの利用団体を募集。最終的に 8 か所から手が挙がった。その後、口コミにより、利用団体が増えていった。

つなぐばで「ごはん係」をしていた大塚氏が、令和 5 年度に小嶋氏・松村氏と共に「一般社団法人なつかしいミライ」を立ち上げ。翌年秋に、「ミノリテラス草加」（住居と店舗、アトリエが入ったリノベーション賃貸住宅）の 1 階で、「つなぐばもどき」というこどもの第三の居場所をオープン。



担当者の声

初めは一般的なコワーキングスペースなどを参考にしたが、つなぐばのメインターゲットである子育て中の方には合わない部分もあり、利用しづらいという声が多々ありました。そこでルールを一旦白紙に戻し、利用者視点でどのような設備・料金設定がよいか、半年～1年かけて仕組みを考えました。

- 草加市が重層事業を開始

令和 5 年度

- 小嶋氏がふくらむフクシ研究所の活動に参加

ふくらむフクシ研究所は、障がい福祉をテーマとしたワークショップ等のイベントを開催しており、障がい者への理解や障がい者雇用の促進につながっている。小嶋氏も障がい者について理解を深めるため、イベントに参加。



担当者の声

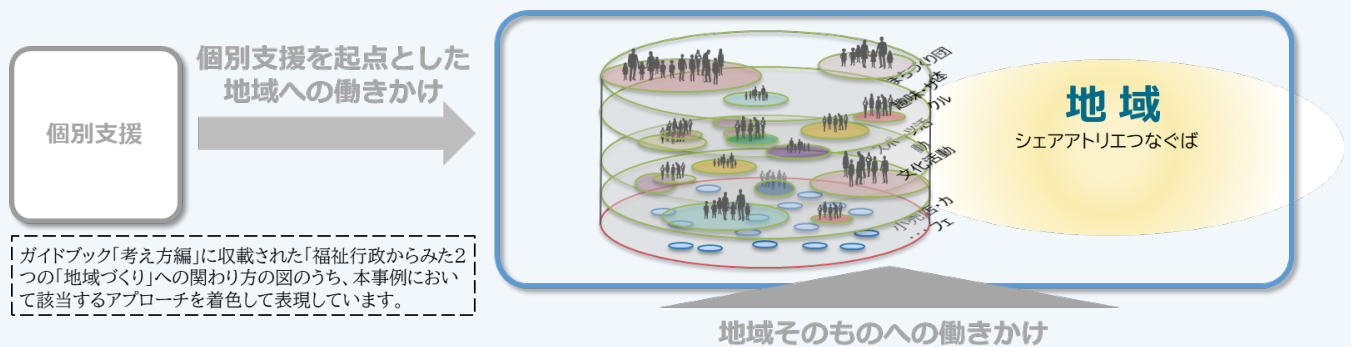
小学校教諭、公認心理師、放課後児童支援員等の経験・資格を持つスタッフを中心に、食事や遊び等を提供しています。



担当者の声

市の紹介でつながりました。利用者の中に障がいを持つ方もおり、つなぐばだけでは対応できない場合に、ふくらむフクシ研究所と連携することもあります。

この事例で行われている地域への働きかけ



福祉行政・個別支援とのつながりも

▶福祉行政とのつながりの可能性

(以下は市へのヒアリングをもとに行政側の視点で記述。)

- ・つなぐばから、活動をしている中で福祉的な相談が寄せられることもあるが、そうした時にどう対応するのがよいか悩んでいるとの話を聞いた。一方、市では令和4年度から重層事業を開始しており、重層事業の中で、つなぐばの活動と福祉課題への対応をリンクさせられるのではないかと考えた。この点について市からつなぐばに説明し、理解を得た上で、適宜情報共有や意見交換をするようになった。つなぐばは市から福祉に関連する補助金や事業委託を受けているわけではないが、市と普段からコミュニケーションを取っており、適宜連携できる関係にある。
- ・市としては、つなぐばのように暮らしのより近い場所で悩みや困りごとを自然に話せる環境があることは、住民にとって非常に重要だと考えている。他方で、地域の活動団体に対し、福祉の個別支援と連動させたいといった行政側の事情を押し付けるべきではないとも思う。地域の活動団体側が本来何をやりたいと思っているのか、その中で行政の取組とどう連携できるのかを、対話を通して考えていく必要がある。

▶個別支援を目的とした場ではないが、つながることも

(以下はつなぐばの視点で記述。)

- ・市の社協等から福祉的支援を必要とする人を紹介され、つなぐばを利用してもらったことがある（詳細は次頁）。このような形で行政等と連携するのは歓迎である。
- ・ただし、つなぐばは、利用者が自分らしい働き方・暮らし方を実現することをコンセプトにしている場であり、福祉の個別支援を直接の目的とはしていない。生活課題を抱える人がつなぐばに来ることで自分らしく働き暮らせるきっかけになるならよいが、誰でもつなぐばに来ればそうなるわけではない。行政の担当者にはまず、つなぐばがどのような場所なのか、そのコンセプトや運営者の思い等をよく理解した上で、個々の対象者にとって、つなぐばの利用がプラスになりそうかなどを考えながらつなげていただけるとよいと思う。
- ・課題を抱えている人を誰でもすぐ行政の支援につないだほうがよい、とは思っていない。すぐ行政につなぐというのは、病気で例えれば、ちょっとした不調がある時にいきなり病院を受診するような感覚である。専門家に相談することで安心できるならばそれでもよいが、生活の中の身近な場所で改善できるならそれがよい人も多いのではないかと。

地域の中で目指しているもの

▶一見福祉とは関係のない活動を通じて人と人のつながりを作る

- ・元々は、地域のためというよりも、自分たちが置かれている状況を変えたい、自分らしい働き方・暮らし方が実現する場をつくりたいという動機から、つなぐばを始めた。自分らしい働き方・暮らし方を実現させる中で、その延長線上にまちづくりが実現するとよいと思っている。

取組の中で生まれたエピソード、今後に向けて

つなぐばが福祉的な支援の一部を担うことも

市社協から、ひきこもり状態にある若年女性が外出するきっかけづくりとして、週1回、2階の産後の親子の居場所（ton ton's toy ちいさな木のおへや。以下「トントン」という。）で受け入れてもらえないかという相談があった。女性は絵を描くのが得意だったため、トントンで毎月発行する新聞に挿絵を描いてもらうようになり、本人はその体験を通して自信をつけていった。つなぐば側としても、このエピソードにより、自分たちが福祉的な支援の一部を担える場合があると気づいた。その他、行政から高齢者の居場所として利用できないかという相談もあったと聞いている。自分たちが気づいていない場の使い方を見つけてもらい、使ってもらうのは歓迎である。

また、逆に、つなぐばを運営する中で、利用者が生活課題を抱えていることに気づくこともある。例えば、孤独な子育てで思いつめている母親が、2階のトントンでスタッフと関わる中で癒されているケースもある。他にも、不登校の子どもや食事に困っている子どもがいれば、つなぐばもときに案内したり、行政の支援につないだりすることがある。

<シェアアトリエの様子>



（写真）池田英樹撮影

取組による効果、地域・職員等の変化

つなぐばで、それぞれ異なる業種の利用者が出会い、新しいビジネスにつながることもある。例えば、理容師、カメラマン、着物の着付けの団体の三者が「つなぐば写真館」として集まり、つなぐばを会場として、成人式の着付けから撮影を行っている。

また、様々な活動を通じて、地域の人たちとの顔の見える関係が広がってきているとも感じる。例えばハロウィンの時に、地域の子育て家庭を訪問し、お菓子を配る活動をしているが、訪問を希望する家庭が増えている。

さらに、つなぐばが存在することで、地域の中に、自分もやりたいことを実現しようとする母親が増えたように思う。お客さんとして来ていた人がワークショップをする側になることもある。つなぐばの存在が、ここを利用する人たちの働き方・暮らし方を発信し、地域の人たちが自分らしく働く・暮らすことを後押ししているように思う。

今後の課題

最近では、市内にもシェアアトリエと似た機能を持つ場所が増え、住民にとっての選択肢が広がってきている。利用者が減って収益も減ると、場の継続が難しくなるので、つなぐばならではの魅力を作っていく必要がある。

小嶋氏・松村氏の本業である建築・デザインという軸があってこそ、つなぐばが地域とのつながりも含め、うまく機能している。だからこそ、今後も軸がぶれないよう、本業の活動も増やしていきたい。

民間ならではの属人性のある居場所づくり

ランドリー付き喫茶店「喫茶ランドリー森下・両国」は、様々な人が様々な目的で利用する「街の縮図」のような場所。そこでは、人々が「うっかり」足を踏み入れ、思わぬ人と出会ってつながりが生まれたり、自分の内なるやりたいことに気づき、店舗のスペースを活用して自己実現に向けて取り組む人もいる。一般の喫茶店とも行政の公民館とも違う、個性のある「私設公民館」だからこそ、そこを居心地が良く感じる人々が集うという。互いを自然と気にかける空間の中で、子育てで煮詰まりそうな母親が癒されたり、けんかをした親子がクールダウンできたりと、様々なエピソードが生まれている。

この事例からの学び

●属人性のある居場所をたくさん作る

行政の公共施設はあらゆる人を対象とするがゆえに特徴に乏しいことも多いが、実際のところ、人は個性のある場所に惹かれるもの。全ての人にとっての居場所や、特定の属性の人をターゲットにした居場所を作るだけではなく、誰かにとっての居場所がたくさんある状態を作ることが必要であり、その意味でも民間の取組の多様性は重要である。

●人と人の出会いや交流が偶然生じる工夫をする

喫茶ランドリーでは、「うっかり」店に入りたくなったり、他の人との交流が生まれたりするような工夫を多々行っている。例えば、他の利用者やスタッフの様子が目につくような場所・距離に座席等の配置を行うといったことである。

事例の基本情報

(東京都墨田区) 人口 **284,555 人** 高齢化率 **21.0%**

▶株式会社グランドレベルの会社概要

- ・創設年：2016 年
 - ・主な事業：
建築設計・デザイン、事業プロデュース・コンサルティング、執筆・編集、飲食店事業（喫茶ランドリー 喫茶ランドリー森下・両国、喫茶ランドリーホシノタニ団地、喫茶ランドリー宮崎台） 等
- 「1階づくりはまちづくり」をモットーに、住宅、オフィス、商店街、商業施設、公共施設の他、公共空間利活用やベンチを増やすプロジェクト等、様々な建物やまちの空間をデザインしている。

▶地域づくりの取組に活用している制度等

特になし。

<喫茶ランドリー森下・両国の外観>



(写真) 阿野太一撮影

包括的な支援体制の整備に向けた地域づくりの取組の経緯

(株式会社グランドレベルによる活動の経緯)

平成 6 年度～

●建築関係の仕事を開始

代表取締役の田中氏は独学で建築を学び、ライター・建築コミュニケーションとして建築関係のメディアづくりに従事。



担当者の声

誰かのため、地域のため、といった動機よりも、こういうグランドレベルをつくりたい、どうしたらつくれるのか試してみたい、という気持ちが強かったです。念頭にあったイメージは、コペンハーゲンで見た「ランドロマットカフェ」です。全自動洗濯機とカフェが一緒になった店舗で、街のあらゆる人が滞留する場になっていることに感銘を受けました。

平成 26 年度

●フリーコーヒーの活動を開始

街中の屋台でフリーコーヒーを配る（全く知らない通行人に声をかけ、無料でコーヒーをふるまう）という活動をしていた中で、「私設公民館」（民間が運営する、多様な人が居合わせる場所）を作りたいという気持ちが強まった。

平成 28 年度

●株式会社グランドレベルを設立

あらゆる「1 階」の空間をデザインする設計コンサルティング会社「グランドレベル」を設立。

不動産コンサルティング会社から、元工場だったビルの 1 階でどんな事業をすればよいかという相談を受け、「ランドリーカフェをつくる」という提案を行った。

平成 30 年度

●喫茶ランドリー森下・両国（墨田区）開業

オープン当初は、近隣住民にオープンのお知らせの直筆手紙を配った他、店内の入口付近でフリーコーヒーを配り、店内に入ってもらいやすい工夫をした。

フリーコーヒーをきっかけに、近隣住民が店内で集うことが増えていった。また、貸しスペースを行っていることが知られるにつれ、「家族で忘年会をしたい」「ママ友とパン作りをしたい」といった声が寄せられ実施していった。

オープンから 10 か月の間に、200 件弱の展示会やワークショップなどのイベントが行われた。



担当者の声

居心地の良い空間をしっかりデザインしていたため、一度入ってもらえればリピートしてもらえる自信がありました。



担当者の声

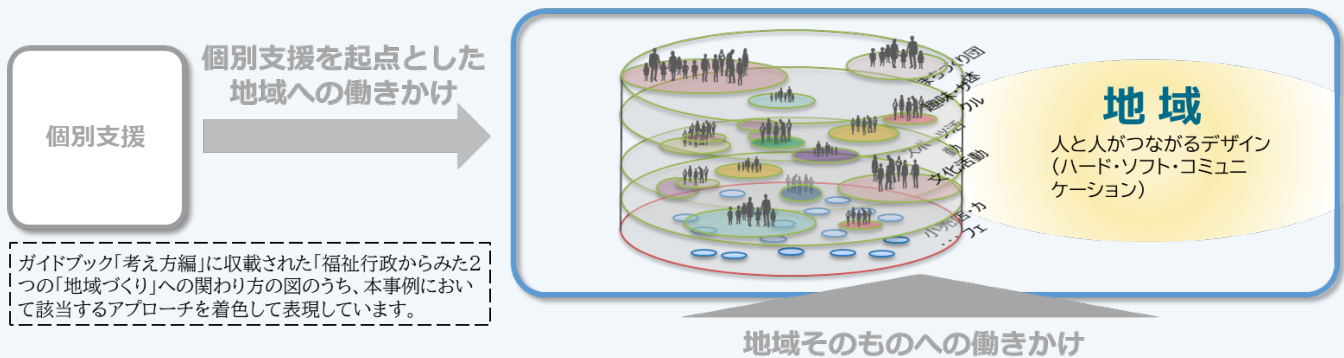
イベントは多種多様で、「犬を愛でながらおでんを食べる」といったユニークなものもあります。

令和元年度～

●活動の展開

2019 年に宮崎台（川崎市）、2020 年にホシノタニ団地（座間市）にも喫茶ランドリーをオープン。2024 年にはまちのフードコート「オラ・ネウボーノ」（墨田区）をオープン

この事例で行われている地域への働きかけ



福祉行政との今後の関わりの可能性

▶行政との関係性

- ・墨田区の担当課が喫茶ランドリーを気にかけてくれており、行政事業のために店を貸したこともある。行政に色々な場面で店を活用してもらえるのは嬉しい。今はどちらかというと、こちらから協力することが多く、助成金などの公的資金による支援は受けていない。
- ・地域関係者から、こども 110 番などのチラシを置かせてほしいと頼まれたこともあるし、地域イベントのために場所を提供したこともある。

▶個別支援における行政との協働の可能性

- ・もし福祉関係者から、孤立している人の居場所としてつなぎたいと頼まれたら、こちらとしては歓迎である。また、お客さんの中に困りごとを抱えている人がいたら、福祉の相談窓口や担当部署を案内することはできるし、積極的にやりたいと思う。理想的には、街のいたるところに役所の分室のような場所があって、それぞれ行きやすい場所で話ができればいいのに、と考えており、喫茶ランドリーがそうした場所の 1 つになるとよい。

人と人がつながるデザイン

- ・人それぞれ好みも感覚も違う中で、ある人を好きな人もいれば、嫌だと思える人もいる。それは年齢などの属性に近い人かもしれないし、全く違う人かもしれない。自分のことを好意的に見てくれる人が増えるほど、セーフティネットがレイヤー状に増えていく。そうした社会のほうが、「支援する人」「支援される人」という二軸しかない社会よりもずっといい。
- ・喫茶ランドリーで「うっかり目にする」「思わぬ人と出会う」といったことが生じるのは、株式会社グランドレベルが初めから、そうした偶発性の高い空間を設計しているためである。
 - ①ハードのデザイン：近隣住民や通りがかる人から見て、街の風景に人気（ひとけ）が生まれたと感じてもらえるよう、壁をガラス張りにし、外から店内の様子が見えるようにしている。店内で思うままに過ごす人たちの光景が一番に目に入るよう、フロア席を入り口側にしたり、スタッフとお客さんの会話が生まれるよう、キッチンとフロア席の距離感にも配慮した。
 - ②ソフトのデザイン：基本となる機能やサービスは持っておきつつも、それを固定化せず、状況に合わせて柔軟に発展させていく。喫茶ランドリーでは、スタッフやお客さんとの会話から新たな企画が生まれ、それに合わせて新たな機能を持つようになった部分も多い。何気ない会話の中から、その人の個性や内なる夢を見出し、よかったら喫茶ランドリーを使ってほしいと声をかけている。
 - ③コミュニケーションのデザイン：店員と客という力関係が生まれないよう、スタッフには敢えて、店員としてではなく、個人として自分の家に招き入れるつもりで店頭に立ってもらっている。接客について一律にお願いしていることはなく、個性を生かし、自分がその時々で、そのお客さんにとってよいと考える対応をしてもらっている。

🗨️得られたアウトカム

ホシノタニ団地での事例だが、精神疾患のあるお客さんの要望で、喫茶ランドリーで大喜利イベントを開催したところ、その人の主治医と看護師が来てくれた。その人がやりたいと思ったことを実現し、応援してもらおうという成功体験につながった。

取組の中で生まれたエピソード／こだわり、今後に向けて

身近な「他人」だからこそ、困った時に寄り添える

喫茶ランドリーは現在、こども 110 番の店舗になっているが、それ以前から「まちの逃げ場」の役割も持っていた。例えば、夜の時間帯に、家出をした小学生の子どもが駆け込んで来たことがある。

また、90 代の女性が娘とけんかをして家を出て、夜間に店の前を歩いていたところを呼び止めたこともある。

いずれのケースでも、それぞれ母親、娘が後でやってきて家族の話し合いをし、クールダウンして無事帰宅していった。密室で抱え込まず、クールダウンできる場所があること、第三者に立ち会ってもらえることは、重要だと思う。

<「モグラ席」の様子>



(写真) 阿野太一
撮影

敢えて一癖持たせたデザインだから、「誰か」を惹きつけられる

公設公民館の場合、公平性を重んじるために、誰の印象にも残りにくい特徴のない場にデザインされがちである。それに対し喫茶ランドリーは、全ての人ではないとしても、誰かにとっては魅力ある・ワクワクする場所になればいいと思っている。

どんな人であっても気楽に立ち寄ってほしいので、若々しすぎず、他方で若者から見ても可愛いと思えるようなデザインにしている一方で、例えば配色については、モノトーンなどの無難な色ではなく、できるだけ様々な色や柄を使用している。また、お洒落で洗練されすぎた場だと、立ち寄りにくいし緊張するので、敢えてきちんとしすぎない、実家のような居心地の良い「雑然さ」を作り出している。こうしたデザインを嫌だと思う人もいるだろうが、誰の印象にも残らない無難な空間ではなく、一癖持たせることで、それを良いと思ってくれる人を惹きつけようとしている。

<「まちの家事室」の様子>



(写真) 阿野太一撮影

取組による効果、地域・職員等の変化

既に深刻な課題を抱えている人が喫茶ランドリーに来るのは、ハードルが高いと思う。しかし、喫茶ランドリーを訪れる人たちについては、日々の関わりがあるからこそ、深刻な状態になるのを防いでいる感覚がある。困っている人に直接支援をしているわけではないが、間接的には誰かのためになっていると思う。例えば、お酒を提供することは、親をリラックスさせ、子育てのストレスを軽減することにつながっているかもしれない。

喫茶ランドリーで新たなつながりが生まれ、新しい活動に発展しているケースも多いと思う。この店を参考に、別の場所で店を立ち上げたという人もいた。数珠つなぎ的に色々な化学反応が起きている。

今後の課題

行政主体の「地域づくり」や「福祉施策」について思うこととして、支援が必要な「かわいそうな人」のことを知ろうとか、そうした人と交流しよう、といった上から目線の取組ではなく、様々な人が自然と集まる中で、社会に多様な人がいることを自然に理解できるような環境づくりが重要だと思う。

コストパフォーマンスの面で、消費者は一般の飲食店に流れやすい。行政には、お客さん一人一人と向き合い、個性を発揮しやすい空間・コミュニケーションが生まれやすい空間を作り出そうとしている事業者が生き残れるよう、財政援助などをしてもらいたい。

第3部 他省庁取組

目次

所管省庁 総務省

地域おこし協力隊	p.52
過疎地域等集落ネットワーク形成支援事業	p.52
集落支援員	p.53
特定地域づくり事業推進交付金	p.53
地域運営組織の設立・運営に対する支援	p.54

所管省庁 内閣府

小さな拠点税制	p.54
デジタル田園都市国家構想交付金	p.55
地域再生エリアマネジメント負担金制度	p.55
地方就労・自立支援事業	p.56

所管省庁 農林水産省

食品ロス削減総合対策事業のうち食品事業者からの未利用食品提供の推進等	p.56
農村型地域運営組織(農村 RMO)形成推進事業	p.57
農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）	p.57
多面的機能支払交付金所管省庁	p.58
中山間地域等直接支払交付金	p.58
消費・安全対策交付金（地域での食育の推進）	p.59
食品アクセス緊急対策事業	p.59

所管省庁 環境省

地域循環共生圏づくり支援体制構築事業	p.60
--------------------	------

所管省庁 消費者庁

地方消費者行政強化交付金	p.60
--------------	------

地域おこし協力隊

所管省庁：総務省

分類：人材確保

過疎地域等集落 ネットワーク形成支援事業

所管省庁：総務省

分類：財政支援

制度の概要

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

支援内容等

地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、特別交付税措置を講じる

- ① 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費
- ② 地域おこし協力隊員の活動に要する経費
- ③ 地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費
- ④ 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費
- ⑤ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費

地域福祉関連の活用事例

- 高齢者の見守り活動を企画・運営するほか、地域の方が気軽に集まることが出来る文化イベントを主催（奈良県奈良市）
- 地域の規格外食材の販売をメインとしたマルシェを定期的で開催、地域の住民や小学生が、手作りの飲食物や物品の販売なども行っている（高知県四万十町）

詳しく知りたい場合は・・・

総務省HP> 地域力の創造・地方の再生

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/index.html

総務省HP> 地域おこし協力隊

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html

出典)

総務省 地域力創造グループ「令和5年度 地域力創造グループ施策について」（令和5年4月），
https://www.soumu.go.jp/main_content/000874075.pdf（2024/8/16参照）

総務省 地域力創造グループ「地域おこし協力隊事例集」（令和6年8月），

https://www.soumu.go.jp/main_content/000961257.pdf（2024/8/16参照）

Mitsubishi UFJ Research and Consulting

制度の概要

「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援する事業。

支援内容等

- 対象地域
過疎地域をはじめとした条件不利地域
- 事業主体
集落ネットワーク圏を支える中心的な組織（地域運営組織等）
- 対象事業
集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
- 交付対象経費の限度額
1,500万円（定額補助）
※ただし、専門人材を活用する事業、ICT等技術を活用する事業については限度額を上乗せ

地域福祉関連の活用事例

- 高齢化率が約57%の山間部の集落において、旧農協施設を改修して地域拠点施設を整備。拠点にて、日用品の販売、地域食堂の実施、オンライン診療の実証等を実施（島根県津和野町）
- 買い物支援など既存の6つのコンテンツをプラットフォーム化し、支え合い人材研修会を実施。災害対応の備品を整備するとともに、地域づくりにつながるワークショップを開催（山形県川西町）

詳しく知りたい場合は・・・

総務省HP> 過疎地域持続的発展支援交付金による取組支援

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain4.htm

出典)

総務省 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業の事業概要，

https://www.soumu.go.jp/main_content/000854804.pdf（2024/9/24参照）

総務省過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業の主な活用事例（令和3年度），

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain4.htm
（2024/9/24参照）

集落支援員

所管省庁：総務省

分類：人材確保

制度の概要

過疎地域等の集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、集落の巡回・状況把握、住民同士の話し合いの促進、これらを通じ必要とされた具体的な取組やその取組主体となる地域運営組織などのサポートを行う。

支援内容等

集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

○対象経費

集落支援員の報償費、活動費等

○措置額

集落支援員 1 人あたりの上限額 専任485万円、兼任40万円

※国勢調査における人口集中地区は措置の対象外

地域福祉関連の活用事例

- 地域の巡回、地区住民からの聞き取りを行い、地域の課題を記す「集落カルテ」を作成。地区の状況を話し合う会議で住民から課題を聞き取り、市の担当職員と情報を共有。コミュニティカの強化や認知症予防のため高齢者サロンを開催（新潟県糸魚川市）

詳しく知りたい場合は・・・

総務省HP> 集落支援員

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03000070.html

出典)

総務省「集落支援員の概要について」,

https://www.soumu.go.jp/main_content/000941716.pdf (2024/9/24参照)

総務省HP> 集落支援員> 最近の取組事例紹介> 令和5年度,

https://www.soumu.go.jp/main_content/000941718.pdf (2024/9/24参照)

特定地域づくり事業 推進交付金

所管省庁：総務省

分類：財政支援

制度の概要

「特定地域づくり事業」とは、マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）に係る労働者派遣事業等のこと。「特定地域づくり事業協同組合制度」は、地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための「特定地域づくり事業」を行う事業協同組合。

支援内容等

特定地域づくり事業協同組合に市町村が財政支援を行う場合、国の財政支援を受けることができる。

【国庫補助】

○ 組合運営費の1/2の範囲内で公費支援（国1/2、市町村1/2）

○ 対象経費

① 派遣職員人件費（上限額400万円／年・人）

② 事務局運営費（上限額600万円／年）

【地方財政措置】

○ 特定地域づくり事業推進交付金に係る地方負担（措置率1/2）

○ 特定地域づくり事業協同組合の設立支援に関する地方単独事業に係る市町村負担（対象経費の上限額300万円、措置率1/2）

※ 既存の移住・定住対策に係る特別交付税措置（措置率1/2（財政力補正あり）等）も活用可能。

地域福祉関連の活用事例

- 9事業者の仕事を組合せ年間の仕事を創出。組合で雇用した職員を各事業者に派遣（マルチワーク）することで移住・定住を促進、地域づくりや地域産業の担い手を確保・育成（鹿児島県与論町）

詳しく知りたい場合は・・・

総務省HP> 特定地域づくり事業協同組合制度

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyuu.html

出典)

総務省HP> 特定地域づくり事業協同組合制度,

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyuu.html (2024/9/24参照)

総務省自治行政局地域力創造グループ地域自立応援課地域振興室「特定地域づくり事業協同組合制度について」（令和5年4月）, https://www.soumu.go.jp/main_content/000877313.pdf (2024/9/24参照)

総務省HP> 特定地域づくり事業協同組合制度> 特定地域づくり事業協同組合 優良事例集（10組合）, https://www.soumu.go.jp/main_content/000932025.pdf (2024/9/24参照)

地域運営組織の設立・運営に対する支援

所管省庁：総務省

分類：組織づくり

制度の概要

地域運営組織とは、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

支援内容等

地域運営組織の設立・運営に対し、地方財政措置を講じる。

1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援（市町村）

地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費

(1) 地域運営組織の運営支援

- ① 運営支援（措置対象：事務局人件費 等）…普通交付税
- ② 形成支援（措置対象：ワークショップ開催に要する経費 等）…特別交付税

(2) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援

（措置対象：高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費 等）…普通交付税

2. 地域運営組織の経営力強化支援（都道府県・市町村）

自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費（措置対象：研修、設備導入、販路開拓に要する経費 等）…特別交付税

地域福祉関連の活用事例

- 放課後児童クラブが社協やJAなどと連携して地域食堂を開催するなど、多世代交流の機会創出に取り組む（岩手県奥州市）
- コミュニティカフェを運営するほか、夏休み期間の子どもの居場所づくり等に取り組む（兵庫県三田市）

詳しく知りたい場合は・・・

総務省HP> 地域運営組織

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/chiiki_unneisosiki.html

出典)

総務省HP> 地域運営組織, https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/chiiki_unneisosiki.html (2024/9/25参照)

「小さな拠点・地域運営組織の形成に関する事業・制度（令和6年度）」,

https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiisanakyoten/meeting/pdf/r06-0718_seidoannnaisiryoku.pdf (2024/9/25参照)

総務省 地域力創造グループ「地域運営組織の持続的な運営に向けた取組事例集」（令和6年3月）, https://www.soumu.go.jp/main_content/000939008.pdf (2024/9/25参照)

小さな拠点・地域運営組織について詳しく知りたい場合は・・・

内閣官房・内閣府総合サイト地方創生HP> 小さな拠点・地域運営組織の形成（小さな拠点情報サイト）<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiisanakyoten/index.html>

※同サイト内に支援メニューとして「小さな拠点・地域運営組織の形成に関する事業・制度（令和6年度）」が掲載されている。

小さな拠点税制

所管省庁：内閣府

分類：税制措置

制度の概要

「小さな拠点」づくりとは、中山間地域等の集落生活圏（複数の集落を含む生活圏）において、安心して暮らしていく上で必要な生活サービスを受け続けられる環境を維持していくために、地域住民が、自治体や事業者、各種団体と協力・役割分担をしながら、各種生活支援機能を集約・確保したり、地域の資源を活用し、しごと・収入を確保する取組。

支援内容等

中山間地域等において、地域の雇用の確保や生活サービスの提供を行う小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対して、個人が出資（新規発行株式を払込みにより取得）した際に、出資額に応じて、所得税の優遇措置（寄付金控除の適用）が受けられる。

地域福祉関連の活用事例

- 道の駅内に、村内唯一のスーパーの移転開設などにより地域住民の生活拠点を形成、道の駅をはじめ農家レストラン、農産物直売所・加工所の開設により約50人の雇用を創出。道の駅施設は村が整備、村と地域住民が主体となった株式会社「豊かな丘」を立ち上げて運営。同社が道の駅運営に必要な経費を賄うために新たに増資を行い、増資により株式を取得した地域住民等の個人に対して、小さな拠点税制を適用（長野県豊丘村）

詳しく知りたい場合は・・・

内閣官房・内閣府総合サイト地方創生HP> 小さな拠点税制

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiisanakyoten/zeisei/index.html>

出典)

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進事務局「住み慣れた地域で暮らし続けるために～地域生活を支える「小さな拠点」づくりの手引き～」（平成28年3月発行、令和6年3月一部改訂）,

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiisanakyoten/tebiki.pdf> (2024/9/25参照)

内閣府地方創生推進事務局「地方創生『小さな拠点』税制活用本」（令和6年4月）,

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiisanakyoten/katsuyobon.pdf> (2024/9/25参照)

デジタル田園都市 国家構想交付金

所管省庁：内閣府

分類：財政支援

制度の概要

デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、各地方公共団体の意欲的な取組を支援する。

支援内容等

4つのタイプのうち「地方創生推進タイプ（先駆型・横展開型・Society5.0型）」では主にソフト事業、「地方創生拠点整備タイプ」では主にハード事業を支援（いずれも補助率は1/2）。

「地方創生推進タイプ（先駆型・横展開型・Society5.0型）」

：観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援

「地方創生拠点整備タイプ」

：観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

地域福祉関連の活用事例

- 民間事業者が整備する賃貸住宅に子育て世帯が安心して入居できるコミュニティの構築を支援、共助の担い手のマッチングや地域活動のコーディネートを行う共助コミュニティプラットフォームを立ち上げ（富山県舟橋村）
- 就労相談・利用者託児など子育てから交流、就労まで一貫してワンストップの支援機能を有する多機能・分野横断型（コミュニティスペース・カフェ・コワーキングスペースなど）の中核拠点を整備（長野県須坂市）

詳しく知りたい場合は・・・

内閣官房・内閣府総合サイト地方創生HP> デジタル田園都市国家構想交付金

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html>

出典)

内閣官房・内閣府「デジタル田園都市国家構想交付金について」（令和6年4月），
https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/pdf/denenkohukin_2024_gaiyou.pdf
（2024/8/16参照）

内閣官房・内閣府「地方創生推進タイプ（先駆型・横展開型・Society5.0型）採択事例集」（令和6年8月），
https://www.chisou.go.jp/sousei/pdf/r6_katuyoujirei-suishin.pdf（2024/8/16参照）

内閣官房・内閣府「地方創生拠点整備タイプ 採択事例集」（令和6年6月），
https://www.chisou.go.jp/sousei/pdf/r6_katuyoujirei-kyoten.pdf（2024/8/16参照）

Mitsubishi UFJ Research and Consulting

地域再生エリアマネジメント 負担金制度

所管省庁：内閣府

分類：財政支援

制度の概要

エリアマネジメントは、特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行おうという取組。

支援内容等

3分の2以上の事業者の同意を要件として、市町村が、エリアマネジメント団体が実施する地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、その受益の限度において活動区域内の受益者（事業者）から徴収し、これをエリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度。

複数の市町村にまたがる区域においてエリアマネジメント活動が行われる場合には、活動区域の市町村で協働・連携し、連担した区域について地域再生計画を作成した上で、制度の活用が可能。

地域福祉関連の活用事例

- エリアマネジメントの活動として、地域ルールづくり・コミュニティづくりに取り組んでいる事例あり。自主的な地域ルールをつくる活動のほかに、関係者の交流を促進するとともに、地域づくりの担い手を育成する新たなコミュニティを生み出す取組も進められている。

詳しく知りたい場合は・・・

内閣官房・内閣府総合サイト地方創生HP> 地域再生エリアマネジメント負担金制度

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/areamanagement/index.html>

出典)

内閣官房・内閣府総合サイト地方創生HP> 地域再生エリアマネジメント負担金制度
<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/areamanagement/index.html>（2024/9/25参照）

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局「地方創生まちづくりエリアマネジメント」（平成29年3月），

https://www.chisou.go.jp/sousei/about/areamanagement/areamanagement_panf.pdf
（2024/9/25参照）

地方就労・ 自立支援事業

所管省庁：内閣府

分類：財政支援

制度の概要

都市のひとり親家庭や若者無業者が希望に応じて地方に住み、地域で能力開発を進め、ワーク・ライフ・バランスが確保された安定的な就労を得ることを支援する。自治体間の連携等により、地方で就労しながら自立した生活を送りたい方々に対し、人材を求める地方圏へのつなぎや、就業面を中心とした相談支援等を行う。

支援内容等

地方就労・自立支援事業に関する経費は、所定の要件を満たす事業であれば地方創生推進交付金（現行の「デジタル田園都市国家構想交付金」）を活用できる可能性がある。

地域福祉関連の活用事例

- 関西圏の若年無業者等を(株)泉州アグリ（母体＝泉州地域若者サポ）と泉佐野市が受け入れ、農作業体験等を経て、就農の選択肢を増やしたい希望者を、就労支援を共通化する弘前市のリンゴ園に送り出し、実地研修を繰り返し就農を支援（泉佐野市・弘前市）
- 人材が不足している介護保険サービス事業所に対し、都市部で増加しつつあるひとり親家庭の受入れを行い、一定期間の産業体験を行う場合に要する経費の一部を助成（島根県浜田市）

詳しく知りたい場合は・・・

内閣官房・内閣府総合サイト地方創生HP＞地方創生に関する都道府県・指定都市担当課長説明会

https://www.chisou.go.jp/sousei/meeting/tihousousei_setumeikai/r02-07-21.html

内閣官房・内閣府総合サイト地方創生HP＞デジタル田園都市国家構想交付金

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html>

出典）

地方創生に関する都道府県・指定都市担当課長説明会 資料22「地方就労・自立支援事業について」（令和2年7月21日）

https://www.chisou.go.jp/sousei/meeting/tihousousei_setumeikai/pdf/r02-07-21-shiryou22.pdf（2024/9/25参照）

食品ロス削減総合対策事業のうち 食品事業者からの 未利用食品提供の推進等

所管省庁：農林水産省

分類：財政支援等

制度の概要

食品事業者からフードバンク等への未利用食品の提供による食品ロス削減を図るため、食品衛生管理水準の向上や効率的な配送システムの構築等、フードバンク活動の強化に向けた専門家派遣等によるサポートを実施するとともに、広域連携等の先進的な取組を行う団体を支援する取組。

支援内容等

「専門家派遣等」：

国から民間団体に委託

フードバンクにおける食品の取扱量拡大に向け、食品事業者の食品衛生管理水準の向上、物品管理や効率的な配送システムの構築、食品事業者とのマッチングやフードバンク間のノウハウ共有等を推進するためのサポートを実施。

「先進的取組支援」：

民間団体等に補助（上限額250万/年、補助率1/2以内）

大規模かつ先進的な取組を行うフードバンク等に対して、輸配送費、倉庫・車両等の賃借料、情報交換会の開催費等、先進的取組に必要な経費を支援。

地域福祉関連の活用事例

- 専門家派遣の助言を受け、市と社協による既存のフードドライブの仕組みとともにフードバンク活動を発展させ、市・社協・地域包括支援センター・食品企業等を集めた地域連携検討会を実施した。（認定NPO法人葵風（愛知県岡崎市））

詳しく知りたい場合は・・・

農林水産省HP＞フードバンク

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html?fbclid=IwAR2-YJ6ogIYG4ksCkKEu0fNMHyE5BBcax_C6wPzBly8xpqDwzrzbJKJEV8

出典）農林水産省フードバンク活動強化に向けた専門家派遣等委託事業 委託者（株式会社マイファーム）ホームページ「2023年度フードバンク活動事例集」
https://myfarm.co.jp/foodbank/jigyo/jirei/pdf_2023.html（2024/12/5参照）

農村型地域運営組織 (農村RMO)形成推進事業

所管省庁：農林水産省
分類：財政支援等

制度の概要

中山間地域等において、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う実証事業やデジタル技術の導入・定着を推進する取組のほか、協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援。

支援内容等

「農村RMOモデル形成支援」と「農村RMO形成伴走支援」の2種類。

「農村RMOモデル形成支援」：

むらづくり協議会等による地域の話合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る将来ビジョン策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援

事業期間：上限3年間、交付率：定額(上限3,000万円(1,000万円(年基準額)×事業年数))

「農村RMO形成伴走支援」：

農村RMO形成を効率的に進めるため、中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制の構築や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う全国プラットフォームの整備を支援

地域福祉関連の活用事例

- 高齢者の見守り支援に向けた検討や生活支援の体制づくりを検討するために一人暮らし世帯等へのアンケート調査を実施。(長野県栄村)
- 農産物の集出荷と併せた高齢者の見守りなどの実施に向けた検討、試行を実施。(高知県梶原町)

詳しく知りたい場合は・・・

農林水産省HP> 農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)

https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sesaku/chusankan_suishin.html

出典)

農林水産省「農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)令和6年度予算の概要」,
https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sesaku/attach/pdf/chusankan_suishin-7.pdf (2024/8/22参照)

農林水産省「農村RMOモデル形成支援事業の実施地区」(令和6年1月),
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/nrmo/attach/pdf/jirei-1.pdf> (2024/8/22参照)

Mitsubishi UFJ Research and Consulting

農山漁村発イノベーション 推進事業(農福連携型)

所管省庁：農林水産省
分類：財政支援

制度の概要

農福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術習得、障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園の開設、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた普及啓発、都道府県による専門人材育成の取組等を支援。

支援内容等

「農福連携支援事業」：

障害者等の農林水産業に関する技術習得、作業工程のマニュアル化、ユニバーサル農園の開設、移動式トイレの導入等を支援

事業期間：上限2年間、交付率：定額(簡易整備、高度経営、介護・機能維持の場合は上限150万円、経営支援の場合は上限300万円、作業マニュアルの作成等に取り組む場合は初年度の上限額にそれぞれ40万円加算)※農業法人、社会福祉法人、民間企業等への支援

「普及啓発・専門人材育成推進対策事業」：

農福連携の全国的な横展開に向けた取組、農福連携の定着に向けた専門人材の育成等を支援

事業期間：1年間、交付率：定額(上限500万円等)

※民間企業、都道府県等への支援

地域福祉関連の活用事例

- 自社栽培ホップを使ったクラフトビール、干し芋を製造・販売するほか、市内社会福祉法人と連携してホップソルトを製造・販売することで、農福連携による就労支援に貢献(宮城県石巻市 一般社団法人 イシノマキ・ファーム)
- 高齢者向けの居宅介護支援事業や通所介護事業、障がい者向けの就労継続支援事業の一環として、地域の遊休棚田で蓮を栽培(滋賀県長浜市 認定特定非営利活動法人つどい)

※上記は、本制度の前身である農山漁村振興交付金(農福連携対策)を活用した事例

詳しく知りたい場合は・・・

農林水産省HP> 農山漁村発イノベーションの推進

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/>

出典)

農林水産省「農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)令和6年度予算の概要」,
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/attach/pdf/index-185.pdf> (2024/8/26参照)

農林水産省「農山漁村発イノベーション事例集」(令和6年4月),
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/attach/pdf/index-182.pdf> (2024/8/26参照)

多面的機能支払交付金

所管省庁：農林水産省

分類：財政支援

制度の概要

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しする制度。

支援内容等

「農地維持支払」：

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援
(支援対象となる取組)

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定等

「資源向上支払」：

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援

(支援対象となる取組)

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等

地域福祉関連の活用事例

- 地域内交流を目的として、町内会や老人クラブと連携した清掃活動や植栽活動を実施したことを機に、町内会や老人クラブなど団体間の交流が活発化した。(北海道厚沢部町当路地区環境保全会)
- 他団体との交流を積極的に行い、多様な世代の参加者が増えたことで、住民同士の交流が深まり、地域が活性化した。(青森県平川市八農会)

詳しく知りたい場合は・・・

農林水産省HP> 多面的機能支払交付金

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

出典)

農林水産省「多面的機能支払交付金実施要綱」,

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/attach/pdf/tamen_siharai-120.pdf (2024/9/19参照)

農林水産省「多面的機能支払交付金 優良事例集」(令和6年5月),

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/240527.html> (2024/9/19参照)

Mitsubishi UFJ Research and Consulting

中山間地域等 直接支払交付金

所管省庁：農林水産省

分類：財政支援

制度の概要

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援する取組。

支援内容等

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付。

(支援対象者)

中山間地域等(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)における集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

地域福祉関連の活用事例

- 集落協定と社会福祉協議会が連携して、地域の高齢者の見守りを行う“見守り隊”を結成(新潟県佐渡市下川茂集落協定)
- 高齢者の見守り活動やサロンの開設により地域内のつながりを醸成(青森県平川市古懸集落組合)
- 独居高齢者世帯や、障がい者世帯への生活支援として、除雪や声掛けを実施(福井県高浜町山中農地保全組合)
- 地区住民の体調や介護の状況を把握するため、全戸に「あんしんチェックシート」を配布し、見回り活動等を強化(京都府京丹後市布袋野集落協定)

詳しく知りたい場合は・・・

農林水産省HP> 中山間地域等直接支払制度

https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/

出典)

環境省「農村集落の課題解決アイデア集」(令和5年1月),

https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_torikumi/r0501.html (2024/9/25参照)

消費・安全対策交付金 (地域での食育の推進)

所管省庁：農林水産省

分類：財政支援

制度の概要

地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を推進するための財政的支援を行う取組。

支援内容等

民間団体等（都道府県、市町村を含む）に対して、下記7の事業に関する支援を行う（いずれも補助率は1/2）

- ① 食育を推進するリーダーの育成
- ② 農林漁業体験機会の提供
- ③ 地域における共食の場の提供
- ④ 学校給食における地場産物活用の促進、和食給食の普及
- ⑤ 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上
- ⑥ 食品ロスの削減
- ⑦ 地域食文化の継承

地域福祉関連の活用事例

- 近年、少子高齢化の進展とともに、核家族・共働き世帯・ひとり親世帯・高齢者単身世帯等が増加し、家庭内で共食する（一緒に食べる）機会が減少（孤食する人が増加）していることが課題となっていた。そのような中、コロナ禍で活動が縮小されていた子ども食堂の再開、新規設立等の支援を行い、共食の場を通じた食育活動の推進を図った。（熊本県熊本市 子どもから地域へ拡がれネットワーク）

※上記は、支援内容等「③ 地域における共食の場の提供」に該当する事例

詳しく知りたい場合は・・・

農林水産省HP> 地域の食育の推進（委託費・交付金）

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/torikumi.html>

出典)

農林水産省「令和6年度消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進」,
<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/torikumi/kouhukin/r6.html>（2024/9/25参照）

農林水産省「地域における食育活動の取組事例」（令和4年度）,
<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/attach/pdf/torikumi2-142.pdf>（2024/9/25参照）

Mitsubishi UFJ Research and Consulting

食品アクセス 緊急対策事業

所管省庁：農林水産省

分類：財政支援

制度の概要

国民の円滑な食品アクセスを確保するため、地域の関係者が連携して組織する協議会の設置や課題解決に向けた計画の策定・実行といったモデル的な取組を支援する事業。

支援内容等

<Ⅰ型>

民間団体等（都道府県、市町村を含む）に対して、以下の事業に関する支援を行う（定額（上限額1,000万円／年、上限額1,500万円／地域）

※2年目は3/4、3年目は1/2補助）

1. 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
2. 地域の関係者間の調整役（コーディネーター）の配置
3. 地域における食品アクセス・食品ロスの現状・課題の調査

<Ⅱ型>

都道府県に対して、下記の事業に関する支援を行う（いずれも補助率は1/2）

4. 課題解決に向けた計画の策定・実行

- (1) 食品アクセス困難者への食料提供を行う団体の新設又は既存の当該団体の取組の拡充
- (2) 国民一人一人の食品アクセスの確保の総合的な推進

地域福祉関連の活用例 ※実施要綱の活用用途を参考に記載

- 市町村や社会福祉協議会が中心となり、食品事業者とフードバンク等との連携について話し合う協議会を設置する場合
- 地域における買い物困難者等の分布やその原因を調査する場合
- 地域内の食品事業者とフードバンク等のマッチングの現状・ニーズを調査する場合

詳しく知りたい場合は・・・

農林水産省HP> 令和6年度 食品アクセス緊急対策事業(令和5年度補正繰越分)の取組内容等

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/yosan/torikumi.html>

出典)

農林水産省「食品アクセス緊急対策事業」,
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/yosan/attach/pdf/torikumi-16.pdf>（2024/12/5参照）

農林水産省「食品アクセス緊急対策事業実施要綱」,
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/yosan/attach/pdf/torikumi-5.pdf>（2024/12/5参照）

農林水産省「説明用チラシ」,

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/access/yosan/attach/pdf/torikumi-12.pdf>



地域循環共生圏づくり 支援体制構築事業

所管省庁：環境省

分類：財政支援

制度の概要

各地域での地域循環共生圏づくりを推進するため、地域循環共生圏づくりの中間支援を行うことができる主体の育成を主目的とて、地域循環共生圏づくりに取り組む地方公共団体、民間団体又は協議会（活動団体）及び活動団体に対して地域循環共生圏づくりの中間支援を行う団体等（中間支援主体）に対して財政的支援を行う取組。

支援内容等

参加団体（中間支援主体及び活動団体）に対して、200万円（税込、採択1～2年目）、400万円（税込、採択3年目）を上限に財政的支援を行う。
経費の種目は、賃金、共済費、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料、賃借料及び消耗品費を想定。

地域福祉関連の活用事例

- 「人々と自然の共存」という理想の村の実現に向けて、様々なプロジェクトを企画。
そのうちのひとつとして、民家を改装して、村民同士の交流数の増加、テレワークなどの新たな働き方の創出、子育て環境の向上というの3つの狙いを持つ地域交流拠点を生み出した。1階はシェアキッチン／託児所／コインランドリー、2階はテレワークができるスペースが設けられている（長野県 根羽村 一般社団法人ねばのもり）

※上記は、本事業の前身である地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業を活用した事例

詳しく知りたい場合は・・・

環境省HP> 地域循環共生圏ポータルサイト
<https://chiikijunkan.env.go.jp/tsukuru/#a-tsukuru-shien-kouchiku>

出典)

環境省「地域循環共生圏事例集 ローカルSDGsを生み出す地域のかたち」（令和4年3月），
<https://chiikijunkan.env.go.jp/assets/pdf/shiru/localsdgs.pdf>（2024/9/18参照）

地方消費者行政 強化交付金

所管省庁：消費者庁

分類：財政支援

制度の概要

地方公共団体が実施するSDGsへの取組（エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等）食品ロス削減推進の取組として、フードバンクやフードドライブ活動等の支援、配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）に対する相談・見守り体制の整備・運用の支援等。

支援内容等

「重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化」：
地方公共団体に対し、原則補助率1/2（一部1/3補助率を導入）

- ①情報化対応の推進（消費生相談のデジタル対応、新たな相談支援システム移行経費等）・自治体連携の促進による相談体制の維持・充実（指定消費生活相談員及び主任相談員による相談機能の強化、広域連携の立上げ等）
- ②配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）に対する相談・見守り体制の整備運用
- ③消費者教育・啓発への取組
- ④SDGsへの取組（エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等）
- ⑤法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保へ取組

「国の重要政策に係る消費生活相談員等レベルアップ」：

消費者行政に関わる消費生活相談員・行政職員・教員に対し、原則補助率1/2

- ①社会のデジタル化の進展・電子商取引の拡大への対応
- ②配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）への相談対応
- ③消費者教育・消費者政策の普及啓発
- ④消費者政策に関連する法改正等への対応

地域福祉関連の活用事例

- 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）構築のための協議会委員謝礼、研修開催経費、広報・啓発経費 等
- 消費生活相談を受けるための体制（テレビ電話通訳、手話通訳等）整備に係る費用
- 配慮を要する消費者を見守る人に対しての消費生活相談窓口を周知するための経費

詳しく知りたい場合は・・・

消費者庁> 地方消費者行政強化交付金等

https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/grant/

出典)

消費者庁「地方消費者行政強化交付金交付要綱」，
https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/grant/assets/local_cooperation_cms203_240405_10.pdf